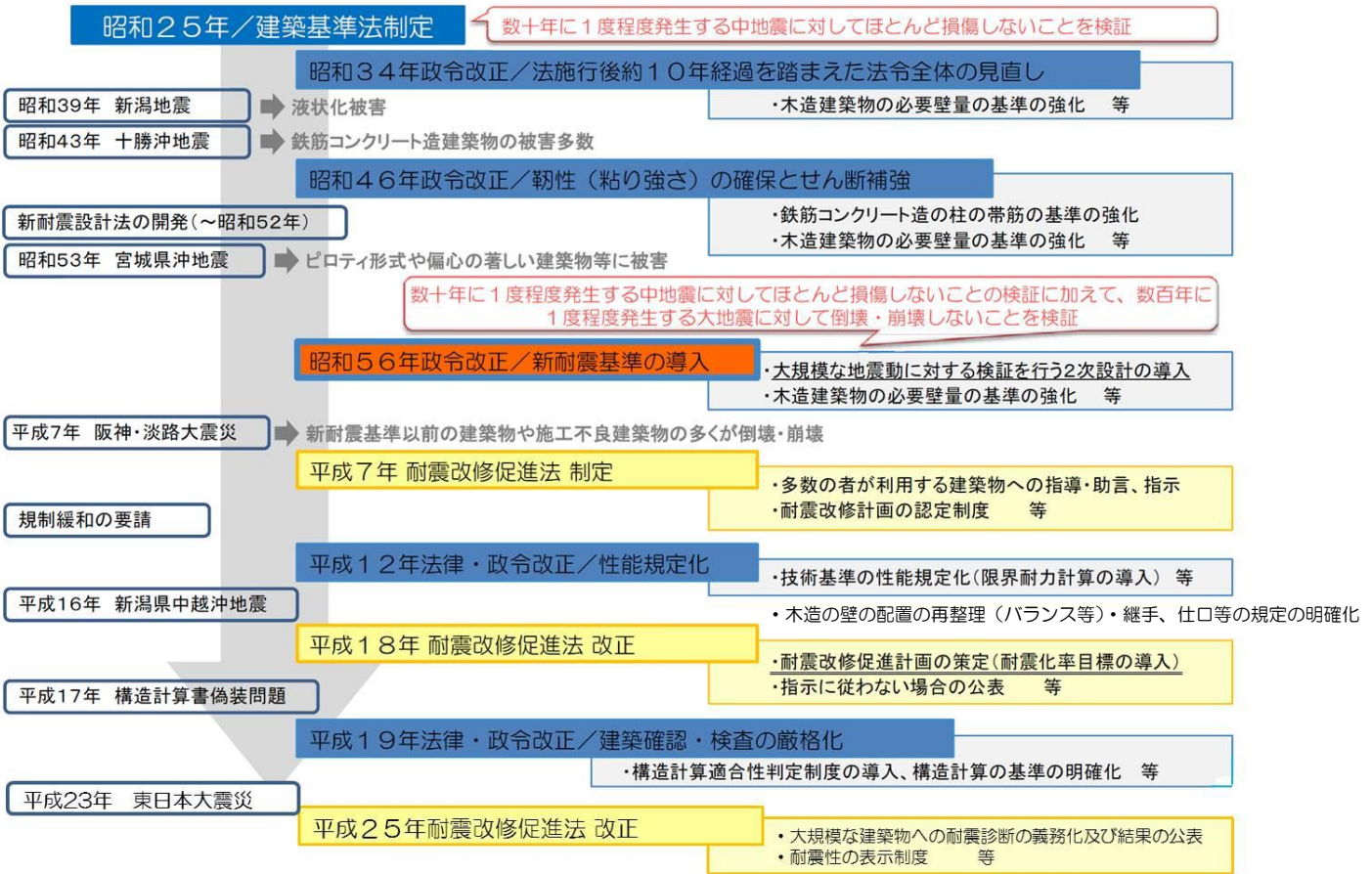


【資料編】

1. 耐震基準について

(1) 建築基準法構造関係規定と耐震改修促進法の主な改正経緯

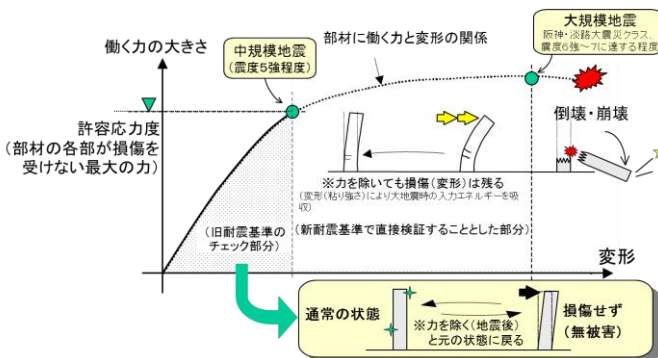


(2) 建築基準法の耐震基準の概要

建築基準法の耐震基準は、地震による建築物被害の技術的知見を踏まえて定められており、現行の耐震基準（新耐震基準）は昭和56年6月に導入され、建築物が保有すべき最低基準として、中規模の地震動（震度5強程度）でほとんど損傷せず、大規模の地震動（震度6強から7に至る程度（阪神・淡路大震災クラス））に対して人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている。（昭和56年5月以前の耐震基準を旧耐震基準と呼んでいる。）

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、建設省（現国土交通省）が設置した建築震災調査委員会において、被害の状況と原因を調査した結果、現行の耐震基準（新耐震基準）は概ね妥当なものであるとの結論を得ている。

なお、新耐震基準の導入後も、地震による建築物の被害が発生していることから、木造建築物の壁の配置（バランス等）の基準を明確化するなど、細かな改正が行われている。



(図：国土交通省HP資料に加筆)

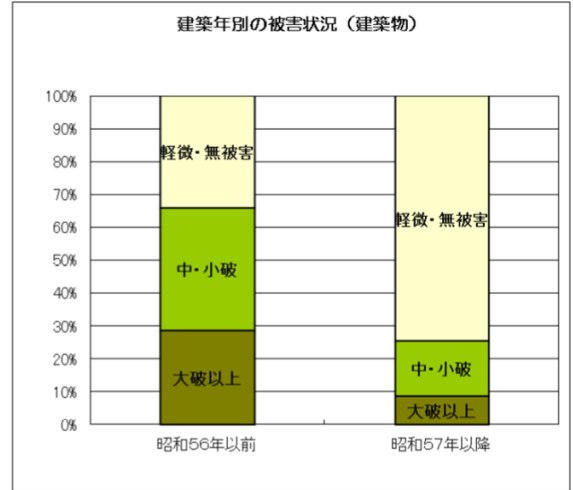
(3) 阪神・淡路大震災における建築物の被害

- ・死者の大部分が建築物等の倒壊が原因。
- ・現在の耐震基準を満たさない昭和56年以前の建築物に被害が集中。

死因		死亡者数(人)	割合
①	窒息	1,967	53.9%
②	圧死	452	12.4%
③	打撲・捻挫傷	300	8.2%
④	外傷性ショック	82	2.2%
⑤	頭部損傷	124	3.4%
⑥	内臓損傷	55	1.5%
⑦	頸部損傷	63	1.7%
⑧	焼死・全身火傷	444	12.2%
⑨	不詳及び不明	116	3.2%
⑩	臓器不全等	15	0.4%
⑪	衰弱・凍死	7	0.2%
⑫	その他	26	0.7%
合 計		3,651	100.0%

83.3% } 95.5%

※神戸市内で亡くなった3,875人のうち詳細な分析が行われた3,651人について記載
 (出典)間違いだらけの地震対策(目黒公郎東京大学教授著)



(出典)平成7年阪神淡路大震災建築震災調査委員会中間報告

2. 被災建築物応急危険度判定について

地震被災建築物応急危険度判定について（愛媛県ホームページ）

<https://www.pref.ehime.jp/h41000/oq.html>

（1）応急危険度判定とは

大地震により被災した建築物は、余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの恐れがある。応急危険度判定は、このような建築物の危険性をできる限り速やかに判定し、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としている。また、判定結果は、建築物の見やすい場所に表示し、居住者はもとより、付近の通行人などに対してもその建築物の危険性について情報提供することとしている。

（2）判定実施者について

一般的に、建築物の安全性を確保する責任を有するのは、その建築物の所有者、管理者等であり、被災した場合も同様である。しかしながら、所有者等が被災した建築物の安全性の確認を行う必要があるものの、被災時に、建築物の安全性を自ら確認することは、現実的に難しいと考えられる。

そこで、建築に関する専門知識を有する者が震災直後の応急対策の一環として判定を実施することが必要となるが、主体となるべき市町には、建築職員が少なく、または不在であること、大規模災害の場合は確認を要する建築物の数が膨大であること、被災地域が広域であること等の問題から、市町行政職員のみでは対応が困難な場合がある。

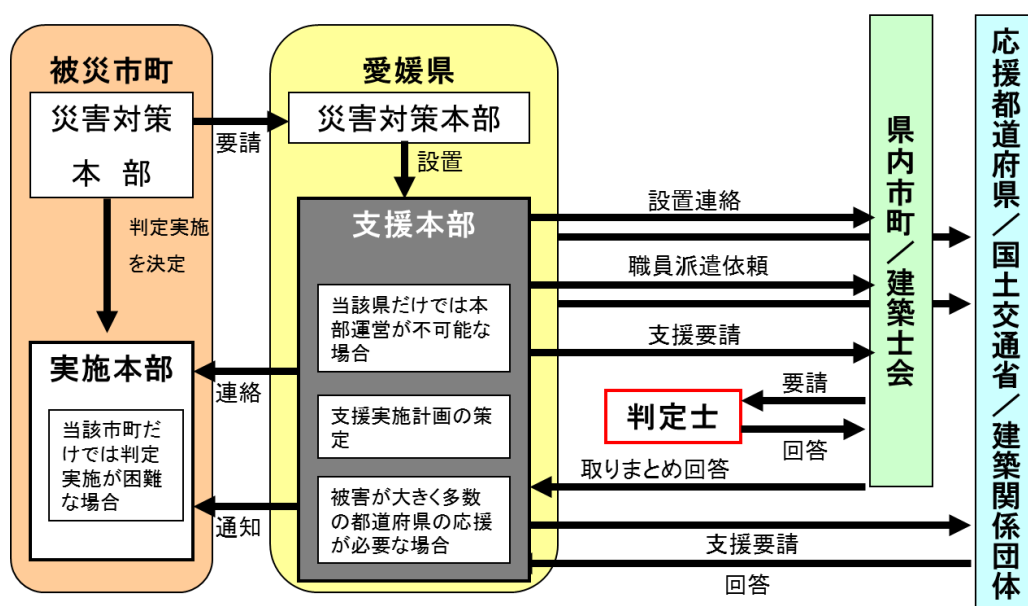
このため、ボランティアとして判定活動に協力する民間の建築士等を、「愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士」として県が認定し、登録証の交付を受けた判定士により判定活動を行うこととしている。

また、県は、万一の際には判定を実施する市町を支援する体制をとることとしている。

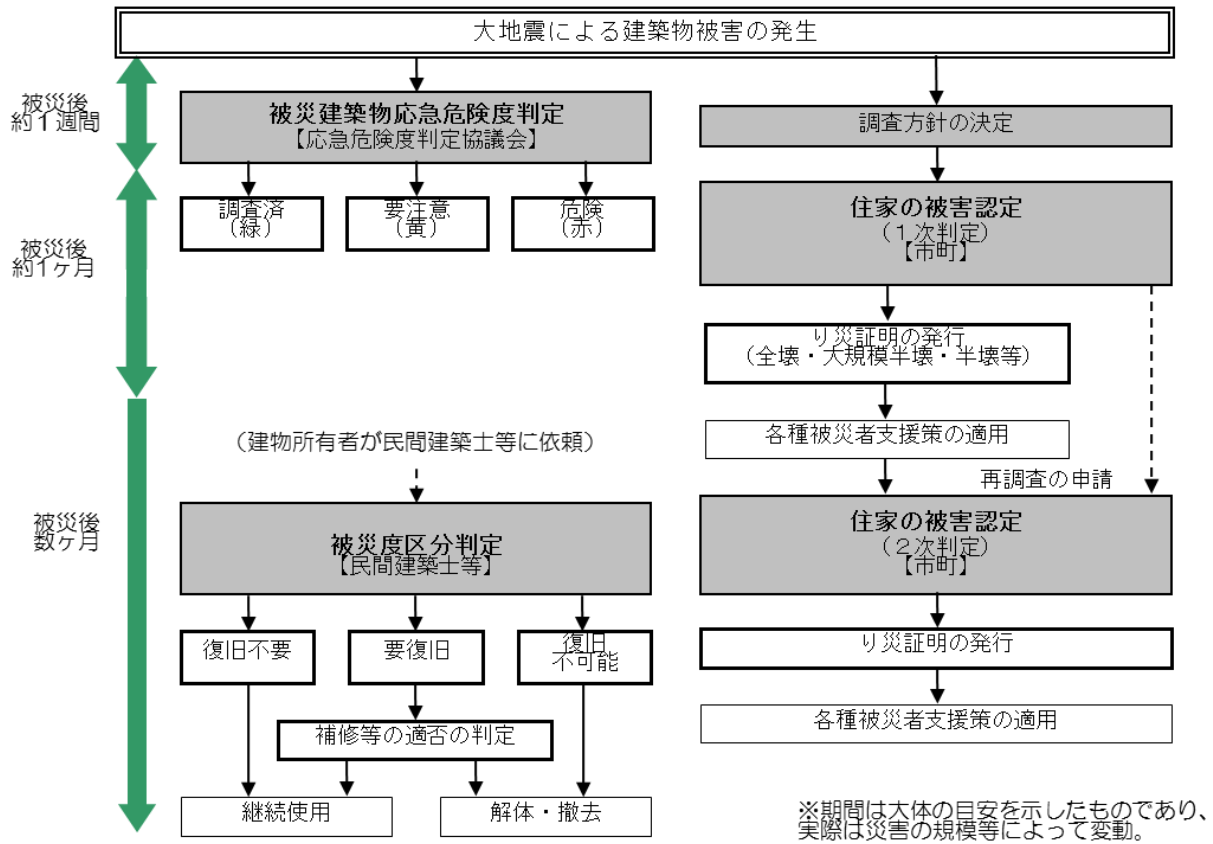
（3）判定体制について

被災市町内に判定活動のための実施本部が設置され、判定士は、実施本部が作成した判定実施計画に基づき判定活動を行う。

なお、県は、支援本部を設置し、判定活動を行う市町を支援する。



(4) 被災後の3つの判定について



名称	被災建築物応急危険度判定	被災建物区分判定	住家の被害認定
目的	余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止	被災建築物の適切かつ速やかな復旧	住家に係る「り災証明書」の発行、資産的な被害程度を調査
実施時期	地震直後～2週間程度	地震後3ヶ月～半年	地震後1ヶ月～数ヶ月
実施主体	市町が実施（県・全国被災建築物応急危険度判定協議会が支援）	建物所有者	市町
判定調査員	応急危険度判定士（行政又は民間建築士等） ※県への事前登録制	民間建築士等	主に行政職員（「り災証明書」発行は行政職員のみ）
運用基準等	愛媛県地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアル	被災建物区分判定基準	災害の被害認定基準 災害に係る住家被害認定基準運用指針
判定内容	当面の使用の可否	継続使用のための復旧の要否	住家の損害割合（経済的被害の割合）の算出
判定区分	赤「危険」、黄「要注意」、青「調査済」	「要復旧」、「復旧不可能」等	「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「半壊に至らない」
判定結果の表示	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	判定結果を依頼主に通知	判定結果を記載した「り災証明書」を被災者に発行

3. 想定される地震の規模、想定される被害の状況等（「愛媛県地震被害想定調査」（平成25年3月、12月）より）

愛媛県地震想定被害調査結果（第一次報告）について

<https://www.pref.ehime.jp/bosai/higaisoutei/higaisoutei24.html>

愛媛県地震想定被害調査結果（最終報告）について

<https://www.pref.ehime.jp/bosai/higaisoutei/higaisoutei25.html>

第2編 地震動・液状化・土砂災害

3. 想定地震の設定

3.1 愛媛県の地震環境

3.1.1 愛媛県の地震

(1) 海溝型地震（プレートの沈み込みに伴う大地震）

①南海トラフ沿いで発生する地震

南西日本の下に沈みこんだフィリピン海プレートのプレート境界面がすべり動いて発生する地震である。南海トラフで発生した地震は、古くは684年天武（白鳳）地震の記録があり、887年仁和地震、1096年永長地震、1099年康和地震、1361年正平（康安）地震、1498年明応地震、1605年慶長地震、1707年宝永地震、1854年安政東海地震・南海地震、1944年昭和東南海地震、1946年昭和南海地震が知られている。図2-3-1に南海トラフ沿いで発生が知られているプレート境界地震を示す。

愛媛県では、南海トラフ沿いで発生する地震のなかで、四国沖から紀伊半島沖が震源域になった場合には、強い揺れや津波による被害を受けることがある。愛媛県に被害をもたらした主なものとして、1707年の宝永地震（M8.6）（死者12名、負傷者24名）、1854年の安政南海地震（M8.4）（死者2名、家屋全半壊1,000棟以上）、1946年の昭和南海地震（M8.0）（死者26名、負傷者288名）がある。

②瀬戸内海や豊後水道付近のやや深い場所で発生する地震

愛媛県に影響するものとして、安芸灘～伊予灘～豊後水道にかけて、西北西に沈み込むフィリピン海プレートの内部が破壊されることによって発生する地震がある。

主なものとして明治時代以前では1649年のM7.0の地震や1686年のM7.2の地震、1854年のM7.4の地震、1857年のM7.3の地震、明治時代以降では1905年の芸予地震（M7.2）や1949年の安芸灘のやや深い場所で発生した地震（M6.2）、1968年の豊後水道のやや深い場所で発生した地震（M6.6）、2001年の芸予地震（M6.7）がある。

また、日向灘では、九州が載っている陸のプレートの下へ太平洋側からフィリピン海プレートが沈み込むことに伴い発生する地震がある。1968年日向灘地震（M7.5）では愛媛県で地震の揺れと津波による小被害が生じた。さらに、宮崎県西部における深い場所で発生した地震（1909年、M7.6、深さは約150kmと推定）でも、県内で負傷者や家屋倒壊という被害が生じた。

(2) 内陸型地震

内陸型地震は、「直下型地震」とも呼ばれ、陸側のプレート内部にある活断層や岩盤等で発生する震源がおおむね30kmより浅い地震である。一般に、内陸型地震は海溝型地震に比べて規模が小さいが、生活の場である内陸部で発生するため大きな被害をもたらすことがある。阪神・淡路大震災や新潟中越地震などが代表的である。

愛媛県において内陸型地震の対象となる主要な活断層は、奈良県から和歌山県、淡路島を経て、徳島県から愛媛県まで四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している中央構造線断層帯である。近年の活動履歴としては、堤ら（2000）によると、1596年9月1日に中央構造線断層帯の一部である川上断層の活動による地震が最新の可能性があるとしている。以降の活動履歴は記録

にないが、ひとたび活動すると大きな被害が生じる可能性がある。

3.2 想定地震の設定

図2-3-3 南海トラフ巨大地震の想定震源断層域

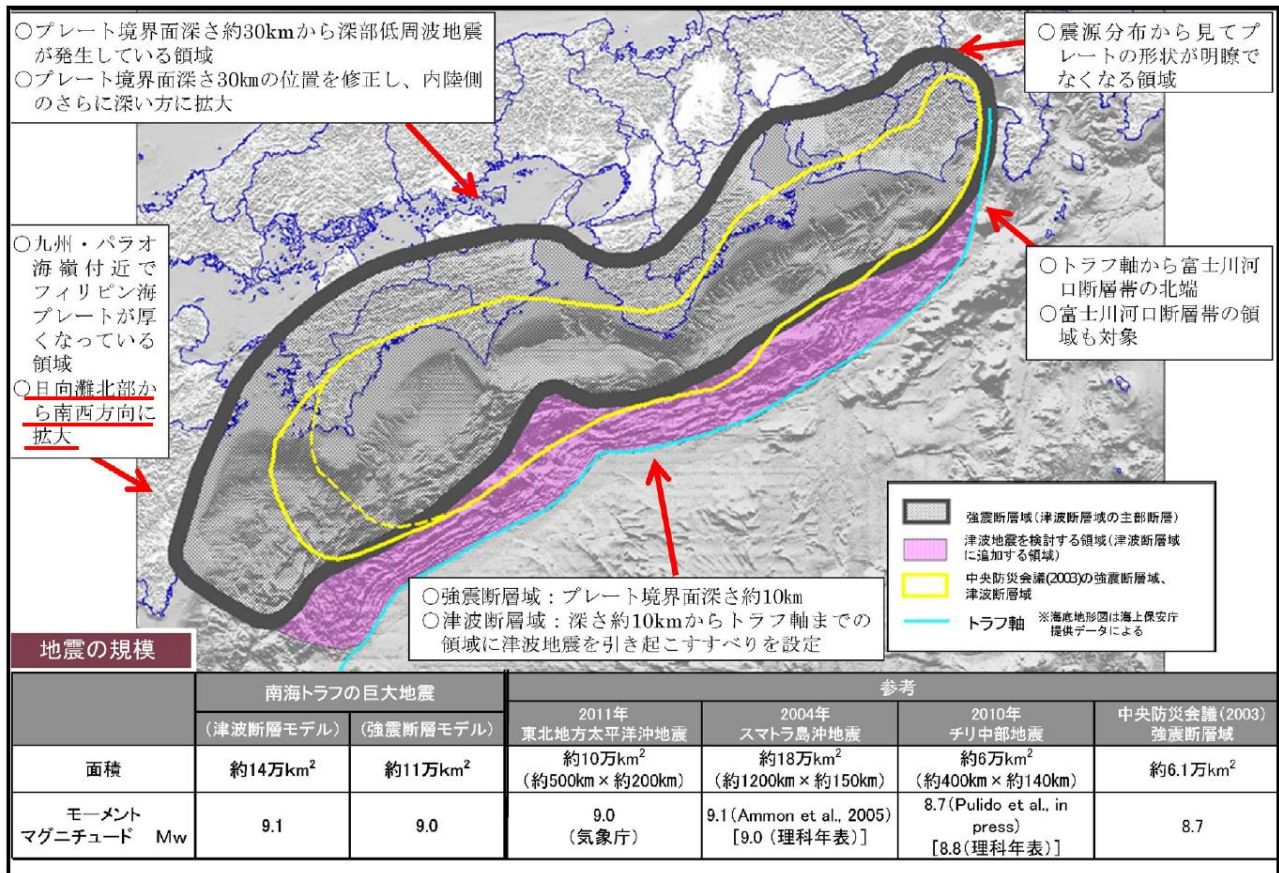
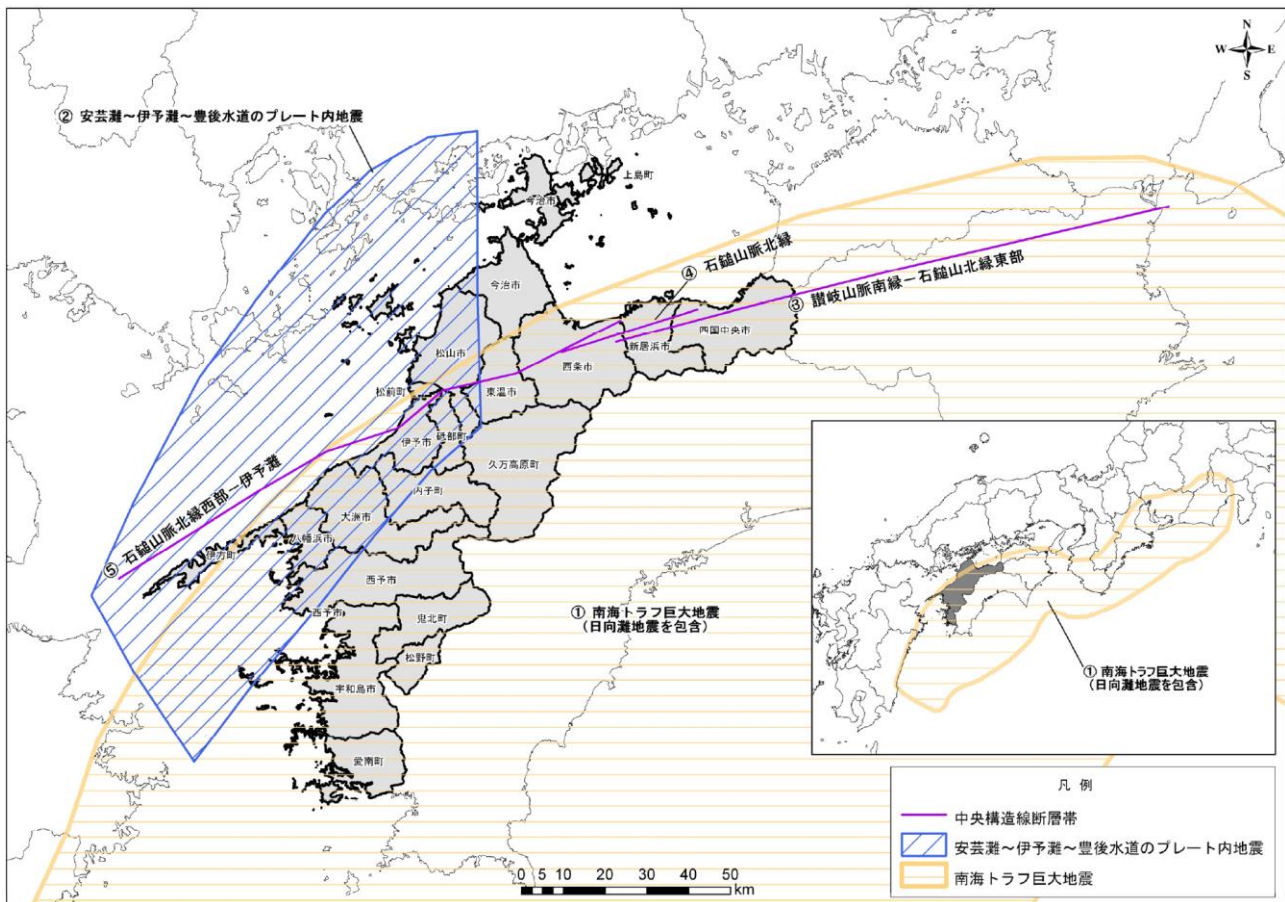


表2-3-3 今回調査の想定地震一覧

地震(断層等)	地震のタイプ				地震の規模 (地震調査研究推進本部による長期評価)			愛媛県地震被害想定調査	
	プレート 間	内 活断層	地殻内		断層長 (km)	想定規模 (M)	地震発生確率 (30年以内)	前回調査 規模 (M)	今回調査 規模 (M)
			未確認 断層						
南海トラフで発生する地震									
①南海トラフ巨大地震	○	-	-	-	-	-	-	8.4	9.0
安芸灘～伊予灘～豊後水道で発生する地震									
②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	○	-	-	-	6.7～7.4	40%程度	-	-	7.4
中央構造線断層帯で発生する地震									
③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部 (セグメントA: 鳴門・板野・神田 断層 セグメントB: 父尾・井口・三野 断層 セグメントC: 池田・香蔵・佐野 断層 セグメントD: 寒川・畑野・石鎚 断層)	-	-	○	-	約130	8.0程度もしくはそれ以上	ほぼ0%～0.3%	7.1～8.0	8.0
④石鎚山脈北縁 (岡村断層)	-	-	○	-	約30	7.3～8.0程度	ほぼ0%～0.3%		7.3
⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘 (セグメントA: 川上・重信 断層 セグメントB: 伊予 断層 セグメントC: 伊予灘東部 断層 セグメントD: 伊予灘西部 断層)	-	-	○	-	約130	8.0程度もしくはそれ以上	ほぼ0%～0.3%		8.0

図2-3-8 想定地震全体位置図



4.3地震動の想定結果

① 南海トラフ巨大地震

一部を除く県全域で震度6弱以上になり、低地では震度6強以上となると想定される。特に、松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、松前町、伊方町、鬼北町、愛南町の平野部の一部で、震度7になると想定される。

② 安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（北側ケース）

松山市、今治市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、西予市、松前町、伊方町の低地で震度6弱以上になり、特に、松山市の一部では震度6強になると想定される。

②' 安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（南側ケース）

松山市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、松前町、伊方町、愛南町の低地で震度6弱以上になる、特に、八幡浜市、西予市、伊方町の一部では震度6強になると想定される。

なお、安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震については、2001年芸予地震の再現計算を行ったモデルを用いているが、八幡浜市、西予市、宇和島市、伊方町などでは実際の観測地よりも低い値が算出されている。このため、これらの地域では、想定結果よりも強い地震動があることを考慮しておく必要がある。

③ 讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震

松山市、今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、上島町の低地において広い範囲で震度6弱以上になり、特に、新居浜市、四国中央市の一部では、震度7になると想定される。

④ 石鎚山脈北縁の地震

今治市、新居浜市、西条市、四国中央市の低地は震度6弱以上になり、特に、新居浜市の一部は震度7になると想定される。

⑤ 石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震

松山市、今治市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町で震度6弱以上になり、特に、西条市、伊方町の一部では震度7になると想定される。

表2-4-3 想定地震における最大震度及び震度面積割合

想定地震	最大震度	震度 面積割合 (%)							
		7	6強	6弱	5強	5弱	4	3以下	
①南海トラフ巨大地震	7	1.7%	25.5%	68.8%	4.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	②北側	6強	0.0%	0.0%	1.3%	9.3%	50.7%	38.0%	0.7%
	②'南側	6強	0.0%	0.0%	0.6%	3.2%	49.4%	40.5%	6.2%
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震	7	0.5%	1.8%	4.4%	11.0%	11.4%	28.6%	42.4%	
④石鎚山脈北縁の地震	7	0.1%	0.8%	3.9%	8.2%	11.7%	31.7%	43.6%	
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震	7	0.1%	2.7%	10.2%	32.0%	20.3%	33.9%	0.8%	

※四捨五入の関係で値が表示されない(0.0%)、合計が100%にならない場合がある。

表2-4-4 想定震度における市町別最大震度

市町名	南海トラフ巨大地震	安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震		讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震	石鎚山脈北縁の地震	石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震
	想定地震①	想定地震②	想定地震②'	想定地震③	想定地震④	想定地震⑤
松山市	7	6強	6弱	6弱	5強	6強
今治市	6強	6弱	5強	6弱	6弱	6強
宇和島市	7	5強	6弱	4	3	5強
八幡浜市	7	6弱	6強	4	4	6弱
新居浜市	7	5強	5弱	7	7	6強
西条市	7	6弱	5強	6強	6強	7
大洲市	7	6弱	6弱	4	4	6強
伊予市	7	6弱	5強	5弱	5弱	6強
四国中央市	7	5弱	4	7	6強	6弱
西予市	7	6弱	6強	4	4	6弱
東温市	6強	5強	5強	5強	5弱	6強
上島町	6強	5強	4	6強	5強	5強
久万高原町	6強	5強	5弱	5強	5強	6弱
松前町	7	6弱	6弱	5強	5弱	6強
砥部町	6強	5強	5強	5弱	5弱	6弱
内子町	6強	5強	5強	4	4	6弱
伊方町	7	6弱	6強	4	4	7
松野町	6強	5弱	5弱	3	3	5弱
鬼北町	7	5弱	5強	4	4	5弱
愛南町	7	5弱	6弱	3	3	5弱

図2-4-11 (1) ①南海トラフ巨大地震の震度分布 (5 ケースの重ね合わせ)

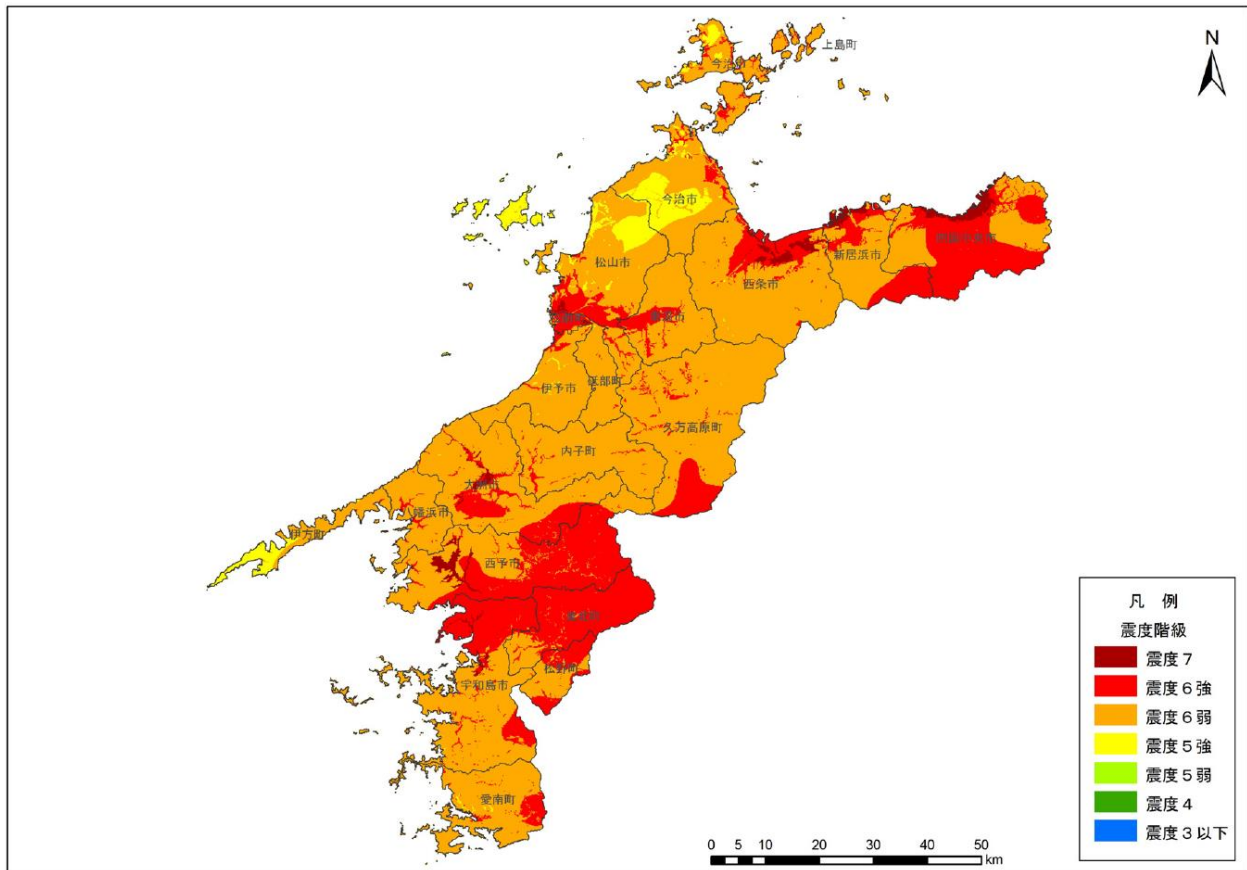


図2-4-11 (2) ②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内の地震 (北側) の震度分布 (2 ケースの重ね合わせ)

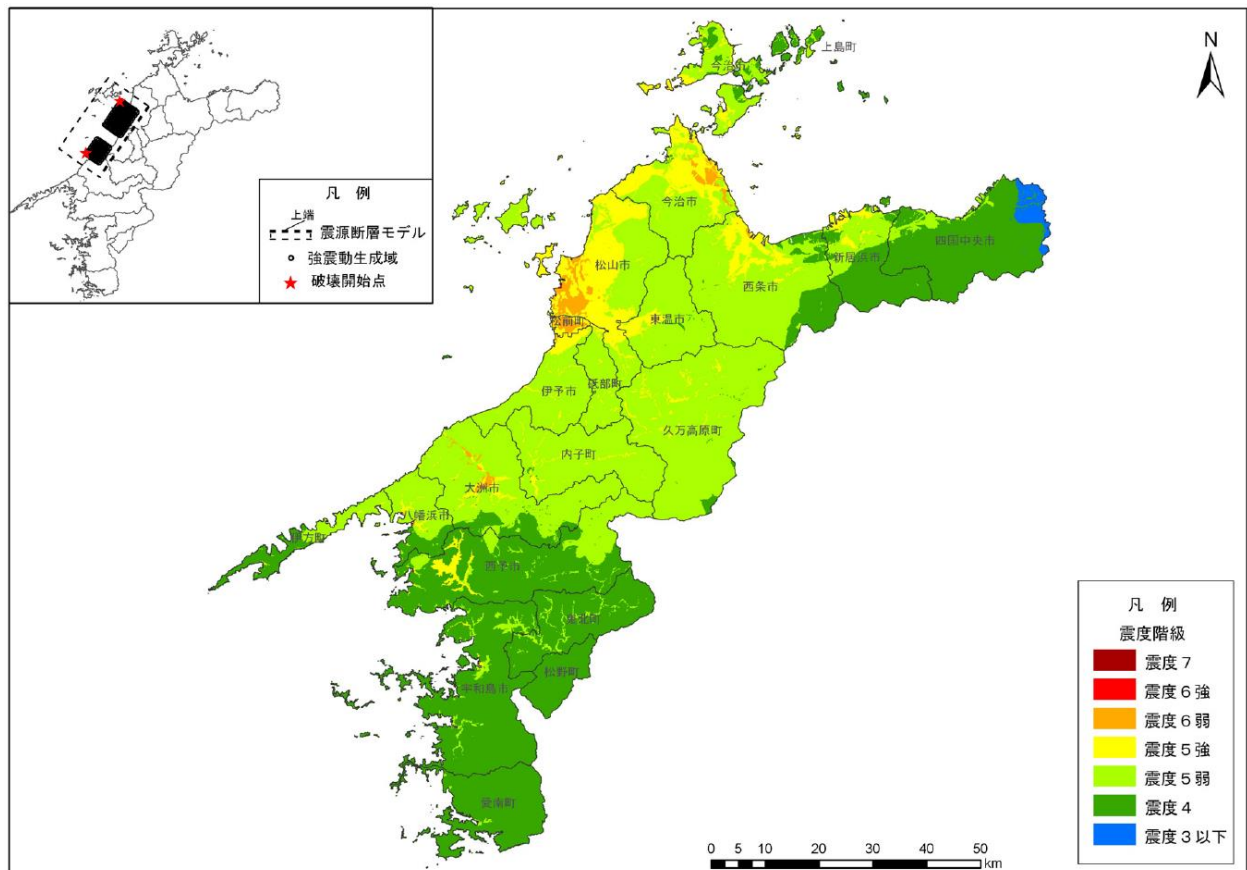


図2-4-11 (3) ②' 安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内の地震（南側）の震度分布
（2ケースの重ね合わせ）

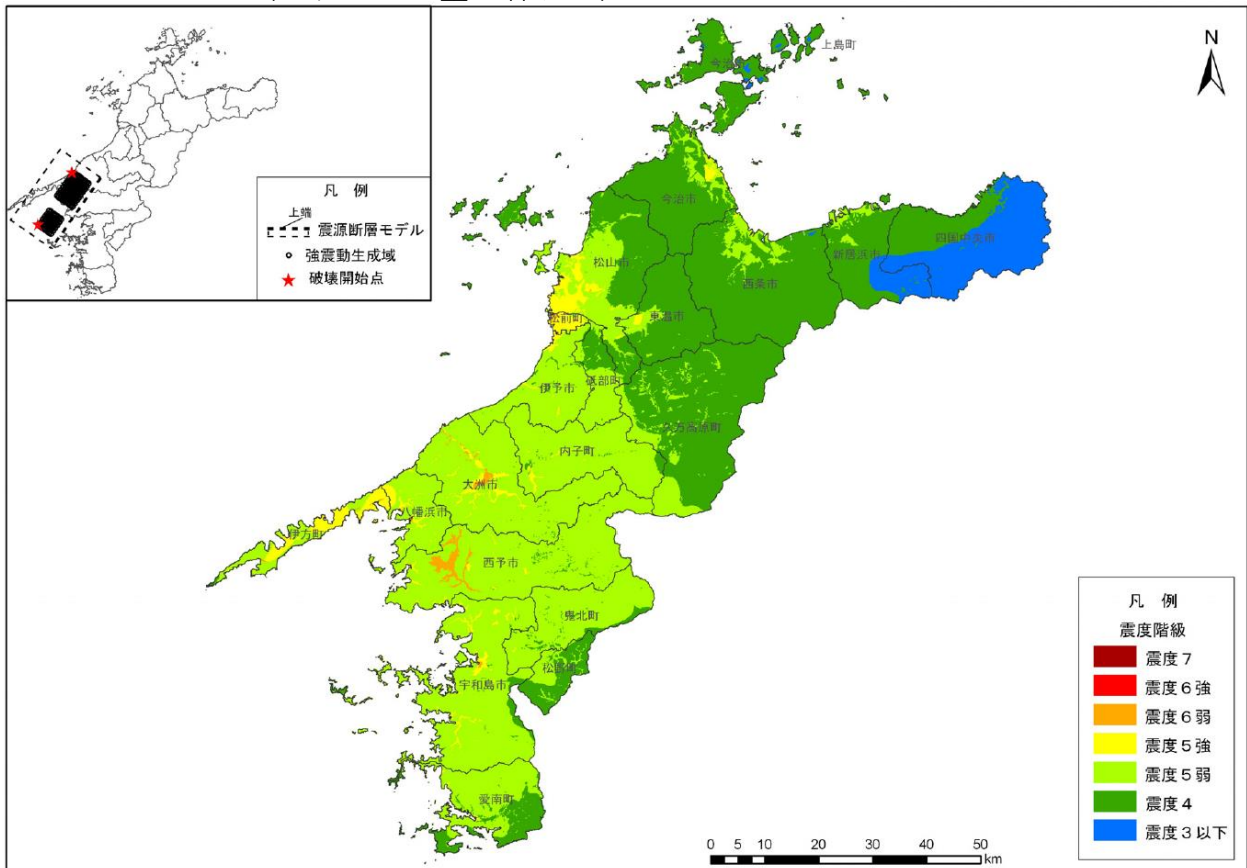


図2-4-11 (4) ③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震の震度分布
（2ケースの重ね合わせ）

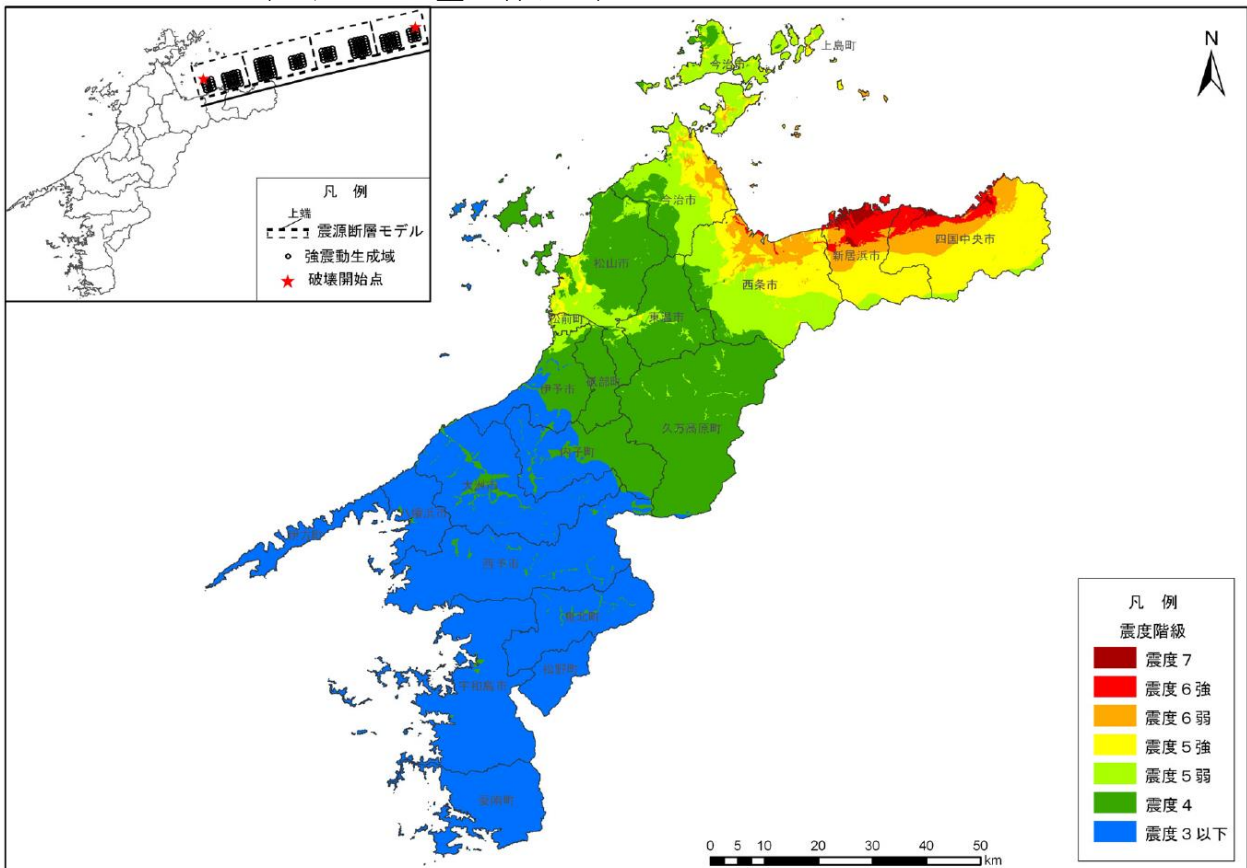


図2-4-11 (5) ④石鎚山脈北縁の地震の震度分布（2ケースの重ね合わせ）

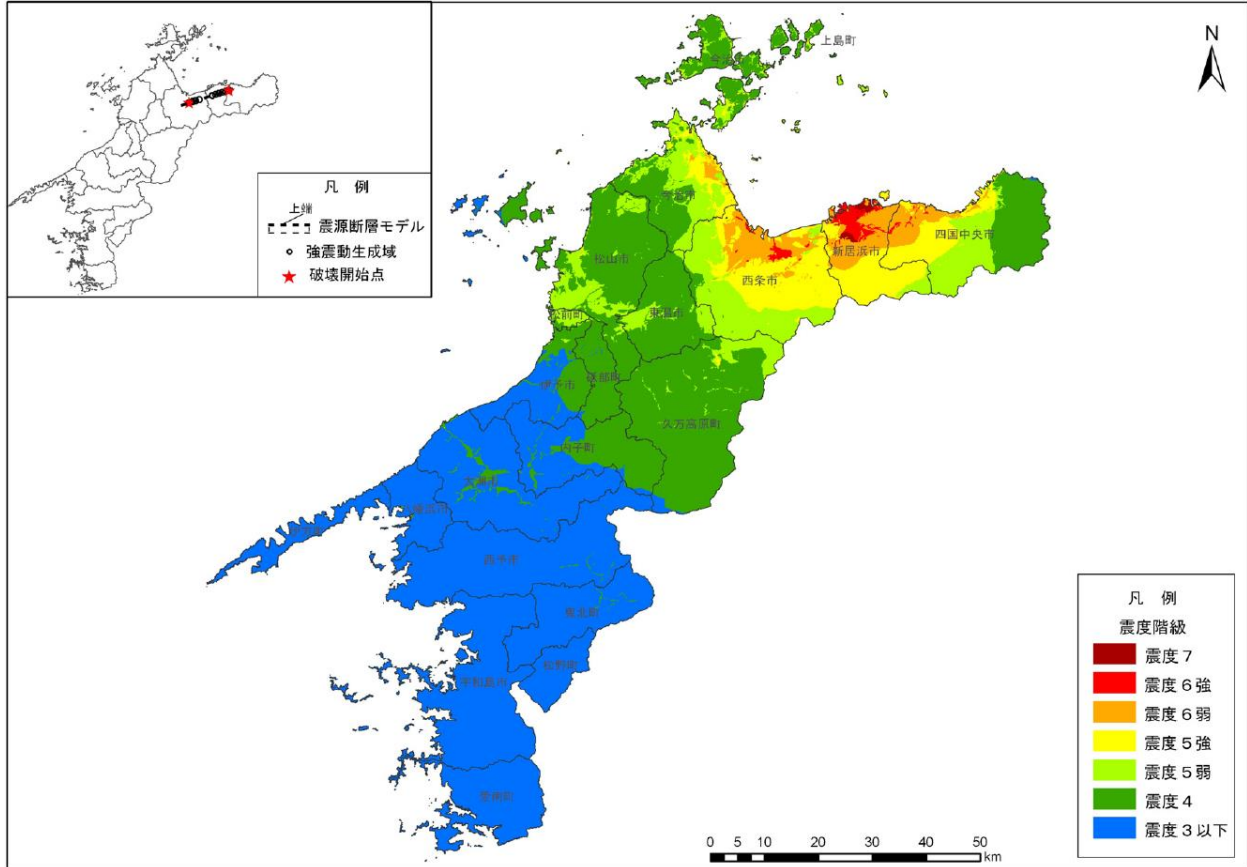
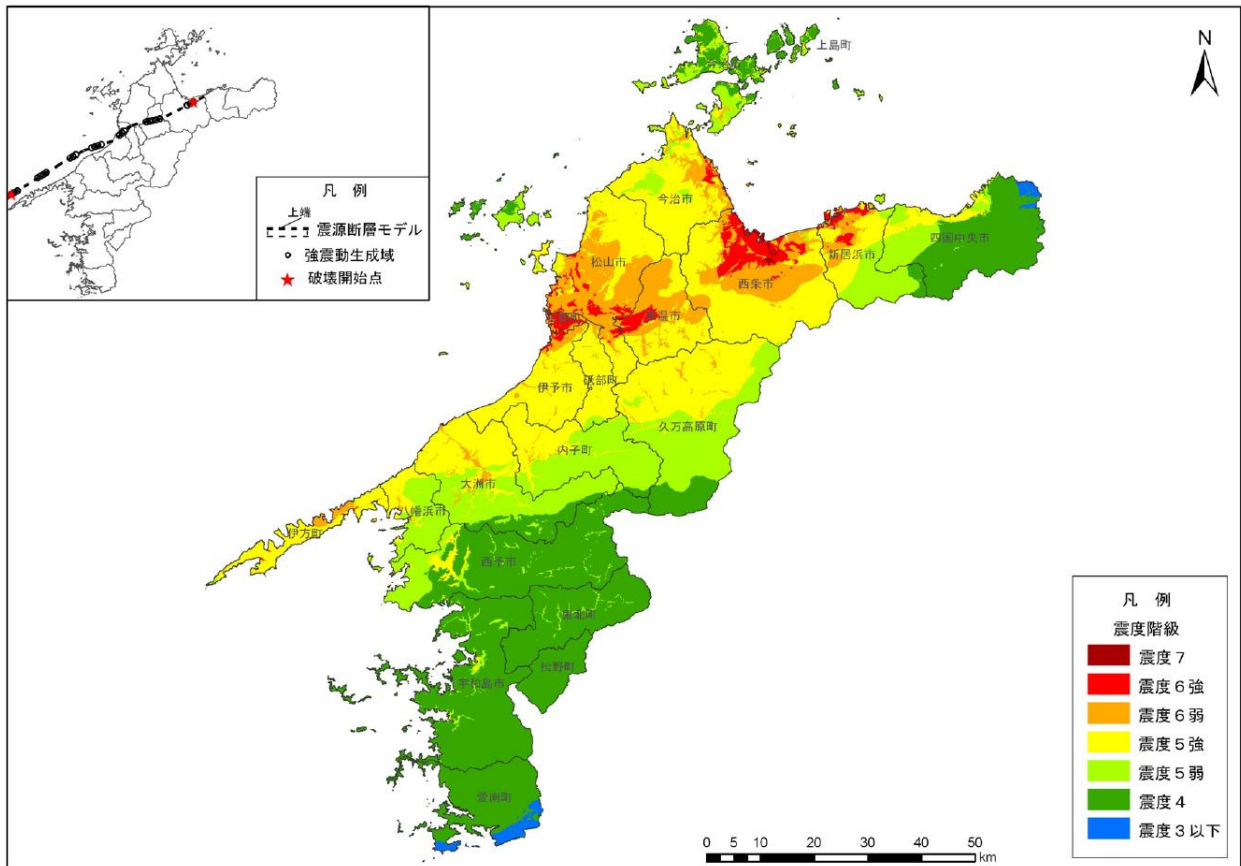


図2-4-11 (6) ⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震の震度分布（2ケースの重ね合わせ）



5. 液状化危険度の想定

液状化とは、地下水を豊富に含んだ砂質地盤が、地震動によって高くなった地下水圧により、砂の粒子間の結合と摩擦力が低下し、液体のように緩んで動く現象のことであり、流動化現象とも呼ばれる。このため、水・砂・泥を高く吹き上げる噴砂、噴泥によって地盤が盛り上がり、不同沈下、陥没を生じたりするので建物や土木構造物の転倒、沈下、傾斜につながる。

液状化により次のような被害が生じる。

- ①地中のガス管・上下水道管・地下埋設物等、軽量構造物の浮上
- ②杭等の深い基礎で支えていない建築物、橋梁等の重量工作物の沈下・傾斜
- ③堤防等、盛土の基礎地盤の液状化に伴う構造物沈下やすべり破壊の発生
- ④護岸や擁壁の側方流動、押し出し 等

5.2液状化危険度の想定結果

液状化の危険性が考えられるのは、総じて県内の海岸低地部並びに埋立地、盆地状の平野部及び河川沿いの低地部で、地表の地盤のやわらかい土（特に砂質土）からできている地域である。なお、液状化の危険度はメッシュ単位で評価しているが、危険度が高くなったメッシュ内のすべてが液状化するというものではなく、また危険度が低く評価されているメッシュでも、極地的な地盤特性によって液状化する場所が発生することが考えられることに留意する必要がある。

①南海トラフ巨大地震

県内の低地部では大きな地震動が想定されており、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、松前町、砥部町、伊方町、愛南町の平野部及び海岸低地部において、液状化危険度が極めて高い地域があると想定される。

②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（北側ケース）

今治市、新居浜市、西条市の海岸平野の一部、松山市、宇和島市、大洲市、松前町の平野の一部で、液状化危険度が極めて高い地域があると想定される。また、八幡浜市、伊予市、西予市、砥部町、伊方町の一部で液状化危険度がかなり高くなることが想定される。

②' 安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（南側ケース）

松山市の海岸部の一部、大洲市の平野の一部、宇和島市、八幡浜市、西予市、松前町、伊方町、愛南町の海岸低地の一部で液状化危険度が極めて高い地域があると想定される。また、今治市、西条市、伊予市の一部でも液状化危険度がかなり高くなることが想定される。

③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震

松山市の海岸部の一部、今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、上島町の一部で液状化危険度が極めて高い地域があると想定される。また、松前町の一部でも液状化危険度がかなり高くなることが想定される。

④石鎚山脈北縁の地震

今治市、新居浜市、西条市、四国中央市の平野部で液状化危険度が極めて高い地域があると想定される。また、松山市、上島町の一部でも液状化危険度がかなり高くなることが想定される。

⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震

松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、松前町、伊方町の平野部や海岸低地の一部において、液状化危険度が極めて高い地域があると想定される。また、八幡浜市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、砥部町、内子町の一部でも液状化危険度がかなり高くなることが想定される。

表2-5-1 想定地震における液状化危険度（最大PL値）及びPL値面積割合

想定地震	最大値	液状化(PL値)				面積割合 (%)	
		30.0<PL	15.0<PL ≤30.0	5.0<PL ≤15.0	0.0<PL ≤5.0		
①南海トラフ巨大地震	81.8	4.3%	3.9%	2.7%	0.7%	88.4%	
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	②北側	71.0	0.8%	2.3%	2.9%	4.8%	89.3%
	②'南側	51.2	0.1%	1.0%	1.9%	6.4%	90.6%
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震	82.8	1.2%	1.4%	2.0%	3.6%	91.7%	
④石鎚山脈北縁の地震	80.2	0.9%	1.1%	2.0%	3.8%	92.1%	
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震	71.8	1.5%	2.8%	3.1%	3.2%	89.3%	

※四捨五入の関係で合計が100%にならない場合がある。

表2-5-2 想定地震における市町別液状化危険度（最大PL値）

市町名	南海トラフ巨大地震	安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震		讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震	石鎚山脈北縁の地震	石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震
	想定地震①	想定地震②	想定地震②'	想定地震③	想定地震④	想定地震⑤
松山市	81.8	72.9	51.2	45.1	25.4	66.2
今治市	60.9	44.5	16.2	44.1	39.4	49.6
宇和島市	57.4	38.1	46.2	1.2	1.0	32.6
八幡浜市	38.4	28.9	33.8	0.1	0.1	29.4
新居浜市	80.8	38.1	12.1	82.8	80.1	71.8
西条市	76.7	41.4	26.1	63.5	68.7	66.5
大洲市	68.5	43.0	48.0	0.7	0.5	47.2
伊予市	50.6	25.6	19.0	5.8	5.2	40.5
四国中央市	72.1	11.0	2.7	49.5	31.1	20.0
西予市	41.4	25.5	33.6	0.1	0.1	20.2
東温市	41.5	14.7	6.0	2.5	3.7	25.6
上島町	48.5	11.1	1.4	41.5	21.1	15.2
久万高原町	15.4	4.0	1.9	1.1	1.7	5.9
松前町	71.8	50.2	43.9	16.9	8.4	59.4
砥部町	35.6	19.2	11.0	2.7	3.5	23.2
内子町	26.9	11.8	10.3	0.2	0.1	20.9
伊方町	39.5	27.9	36.3	0.1	0.1	34.5
松野町	16.6	0.4	1.8	0.0	0.0	0.1
鬼北町	16.6	0.8	2.8	0.0	0.0	0.3
愛南町	60.1	13.4	38.8	0.6	0.5	3.5

【PL値と液状化危険度の関係】

30.0<PL : 液状化危険度は極めて高い 0.0<PL≤ 5.0 : 液状化危険度は低い
 15.0<PL≤30.0 : 液状化危険度はかなり高い PL= 0.0 : 液状化危険度はかなり低い
 5.0<PL≤15.0 : 液状化危険度は高い

図2-5-4(1) ①南海トラフ巨大地震の液状化危険度 (PL値) 分布 (5 ケースの重ね合わせ)

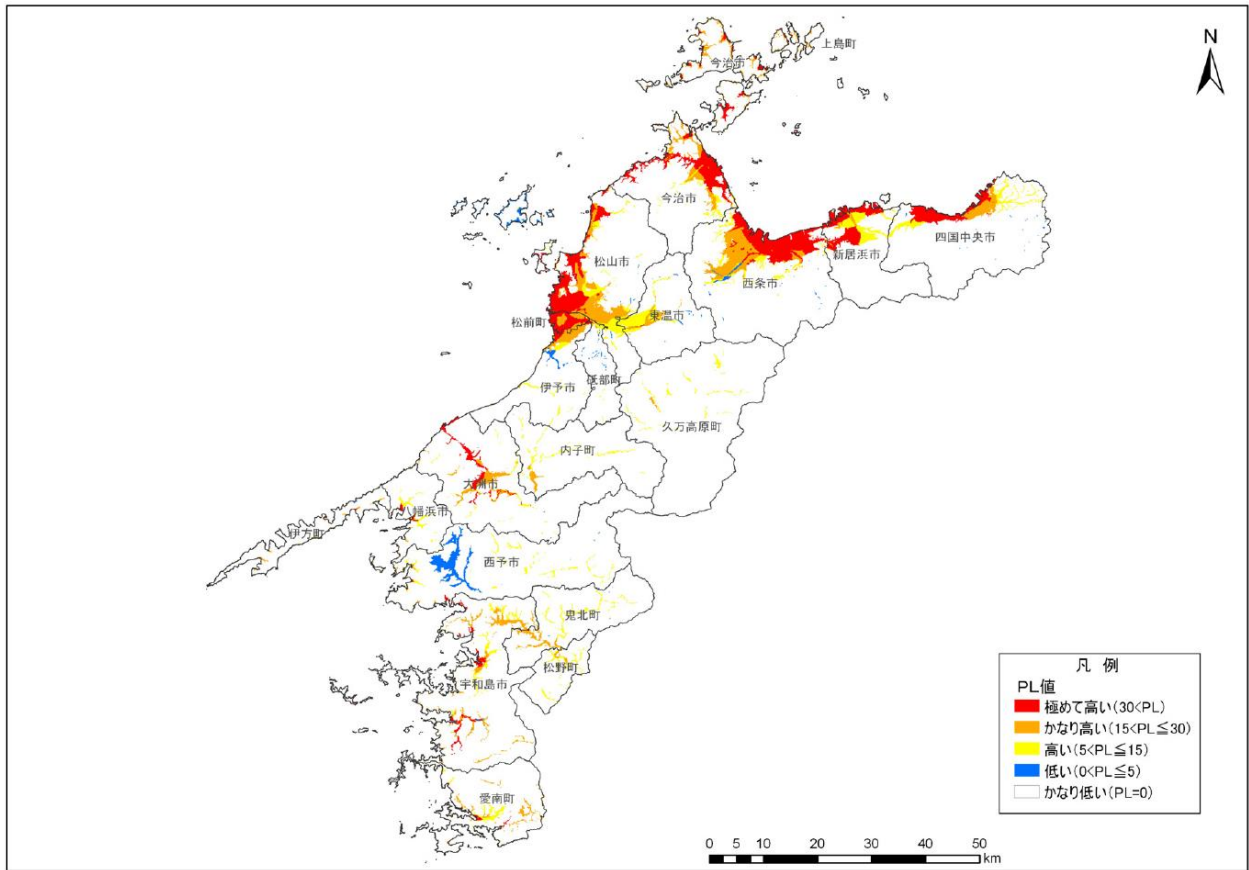


図2-5-4(2) ②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内の地震 (北側) の液状化危険度 (PL 値) (2 ケースの重ね合わせ)

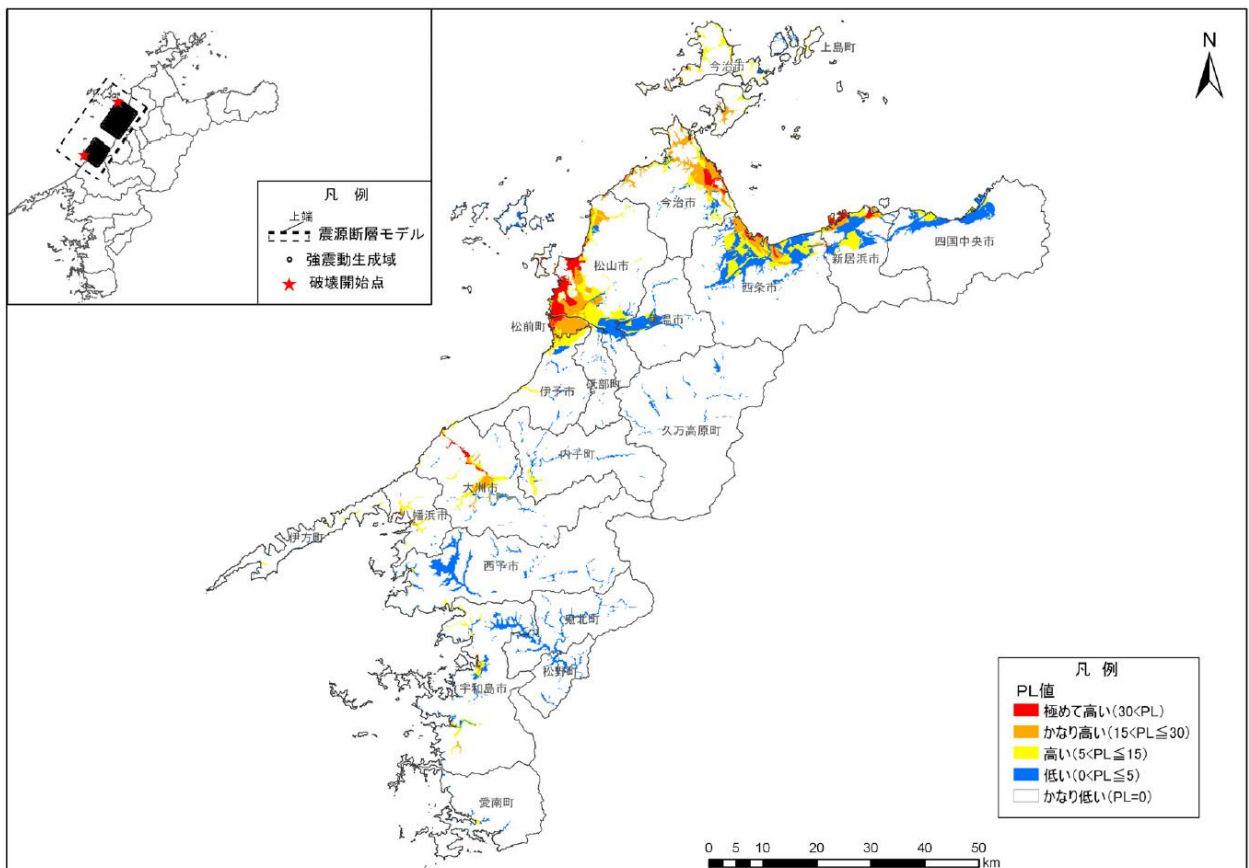


図2-5-4(3) ②' 安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内の地震（南側）の液状化危険度（PL値）（2ケースの重ね合わせ）

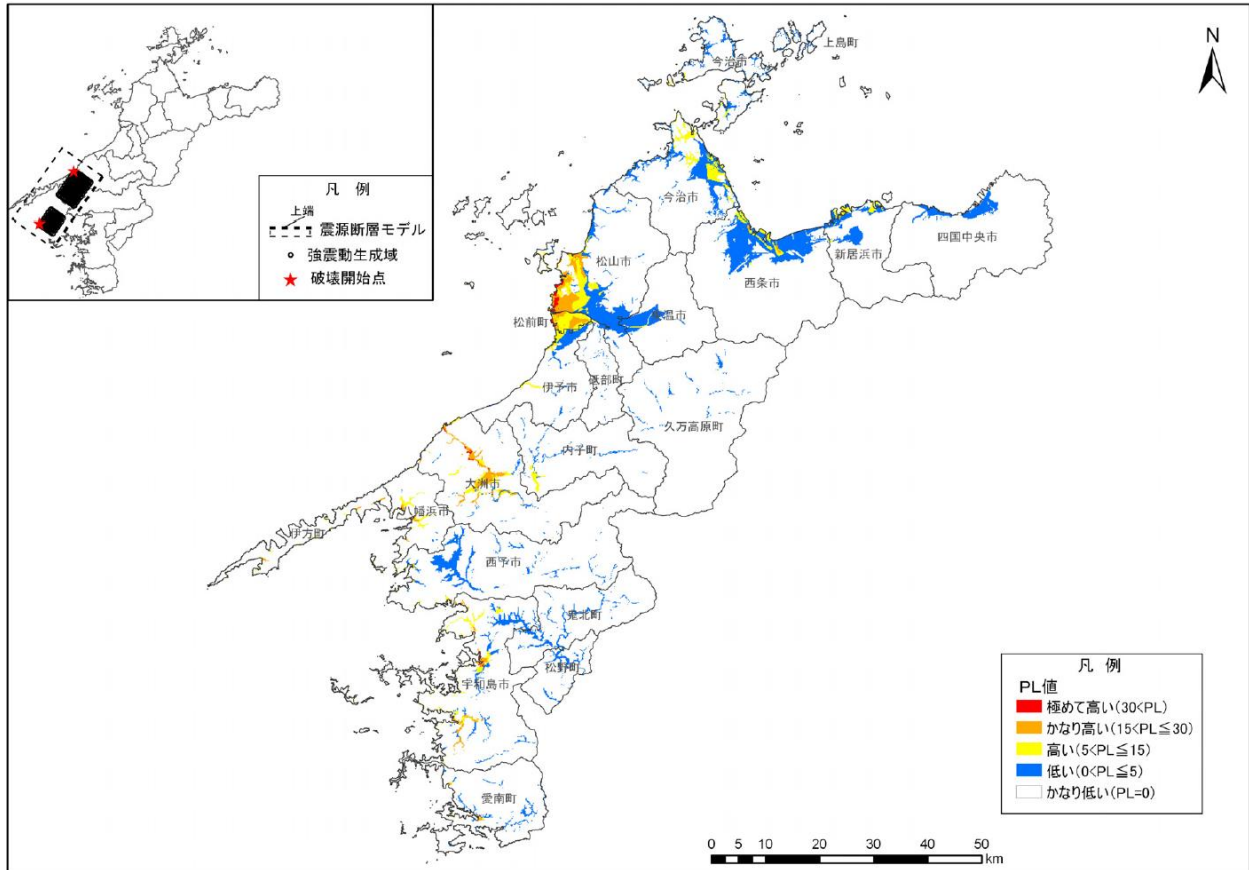


図2-5-4(4) ③ 讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震の液状化危険度（PL値）（2ケースの重ね合わせ）

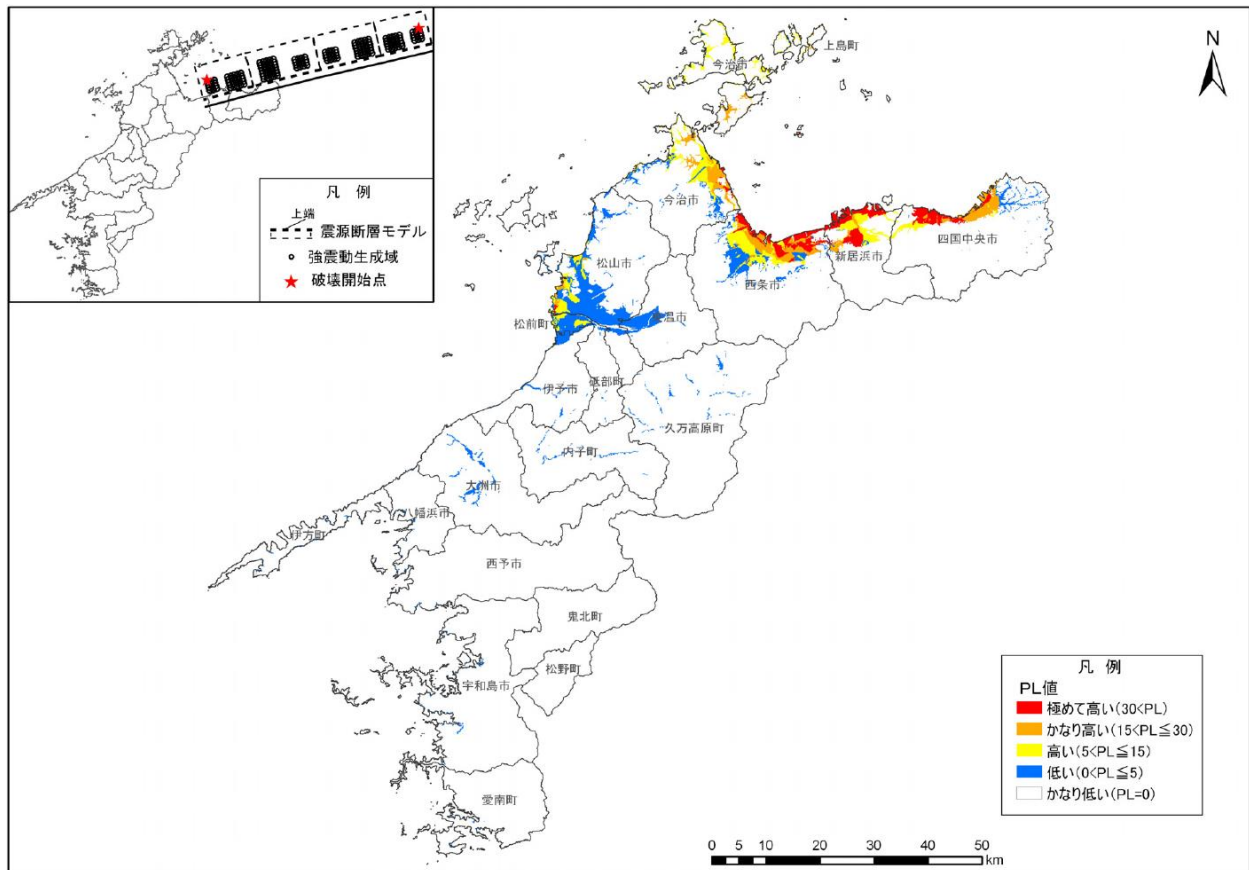


図2-5-4(5) ④石鎚山脈北縁の地震の液状化危険度 (PL値) (2 ケースの重ね合わせ)

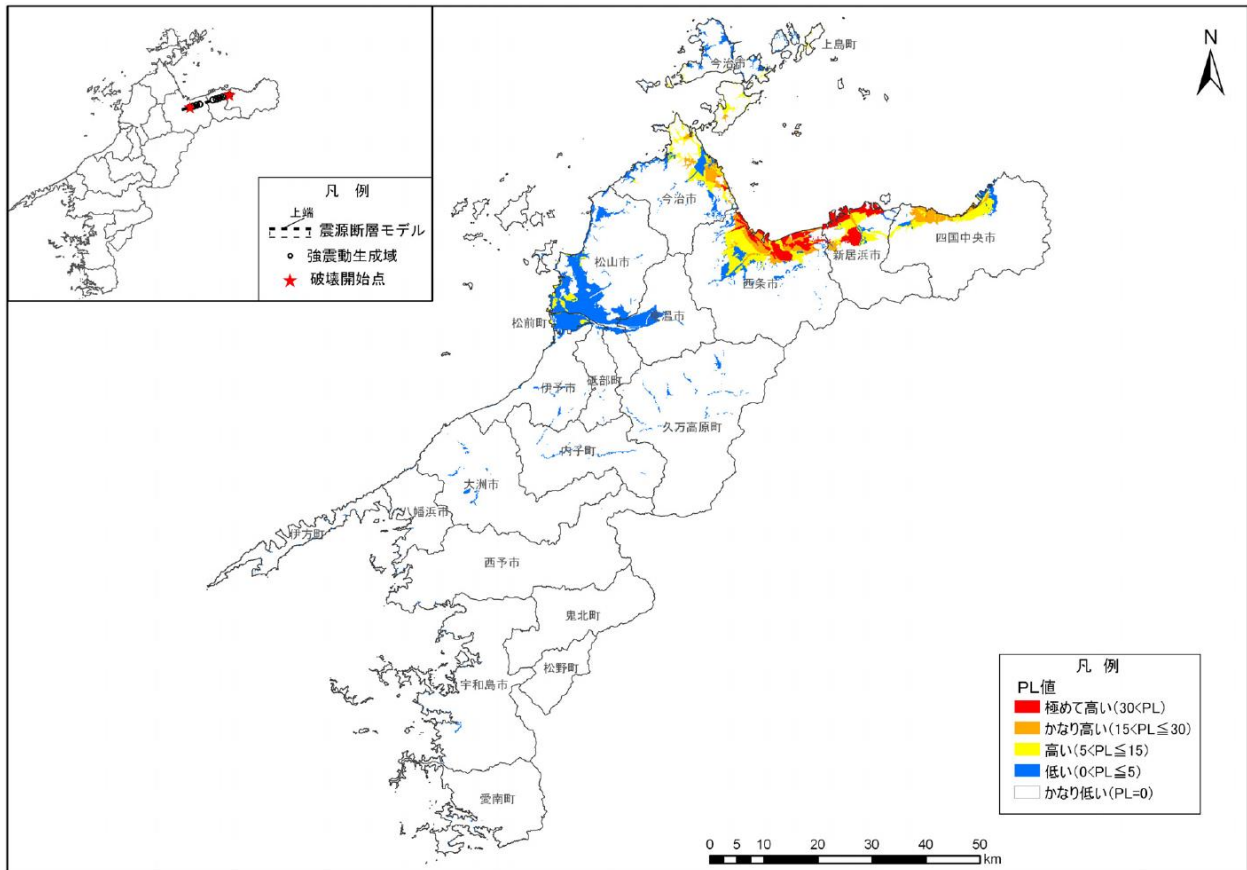
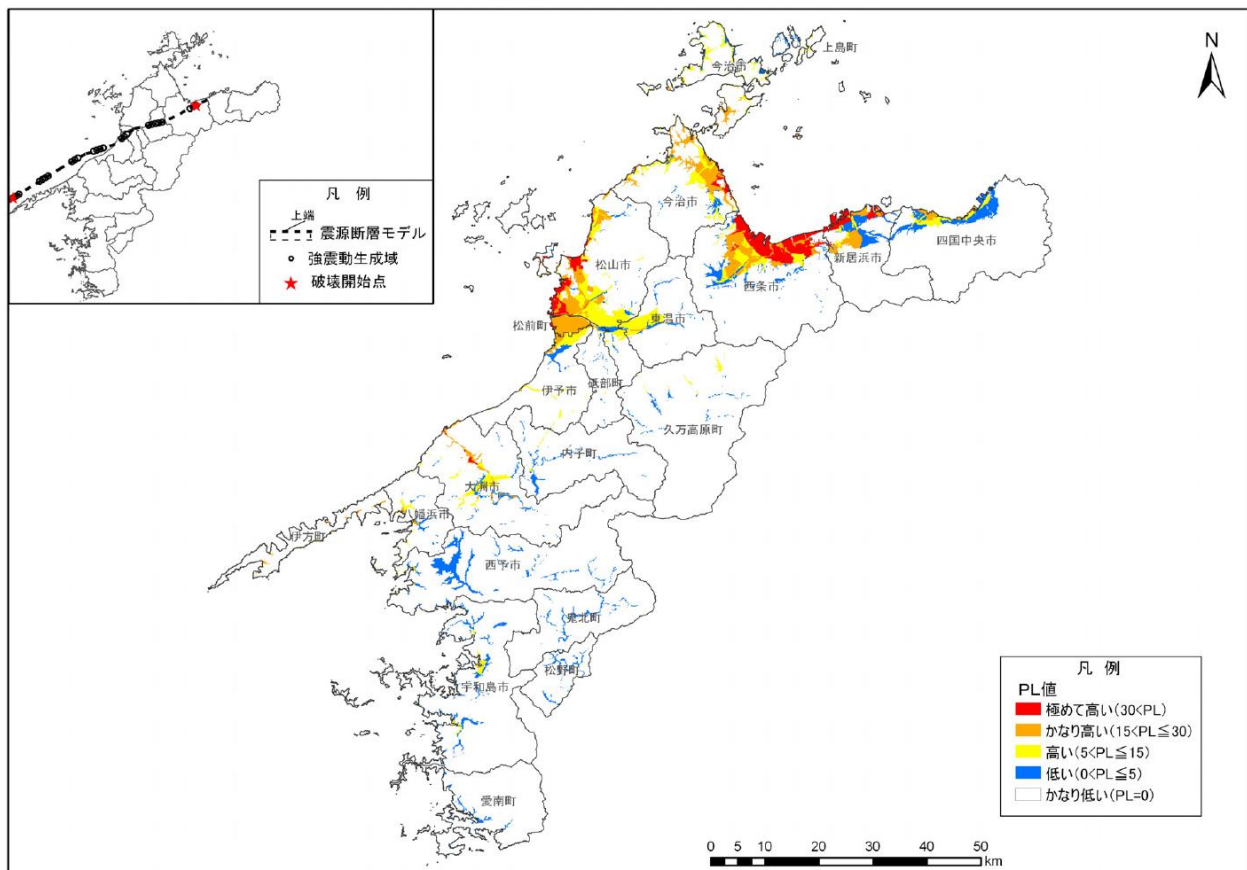


図2-5-4(6) ⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震の液状化危険度 (PL値)
(2 ケースの重ね合わせ)



第4編 被害想定条件

1. 被害想定項目

表 4-1-1 地震被害想定調査項目

<p>1. 建物被害</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 揺れによる建物被害 (2) 液状化による建物被害 (3) 土砂災害による建物被害 (4) 津波による建物被害 (5) 地震火災による建物被害 (6) 津波火災による被害 	<p>7. その他の被害想定</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害廃棄物 (2) 津波堆積物 (3) エレベータ内閉じ込め (4) 長周期地震動 (5) 道路閉塞 (6) 道路上の自動車への落石・崩土 (7) 交通人的被害（道路） (8) 交通人的被害（鉄道） (9) 災害時要援護者 (10) 震災関連死 (11) 人工造成地による建物被害 (12) 危険物・コンビナート施設被害 (13) 大規模集客施設等 (14) 地下街・ターミナル駅 (15) 文化財 (16) 孤立の可能性がある集落 (17) 災害応急対策等 (18) ため池 (19) 地盤沈下による長期湛水 (20) 台風・高潮・集中豪雨による複合災害 (21) 時間差での地震発生 (22) 漁業施設 (23) 治安 (24) 重要施設 (25) 原子力発電所 (26) 農地被害（液状化・津波）
<p>2. 屋外転倒・落下物の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ブロック塀・自動販売機等の転倒 (2) 屋外落下物の発生 	
<p>3. 人的被害想定</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 建物倒壊による人的被害 (2) 土砂災害による人的被害 (3) 津波による人的被害 (4) 火災による人的被害 (5) ブロック塀・自動販売機等の転倒による人的被害 (6) 屋外落下物による人的被害 (7) 屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による人的被害 (8) 揺れによる建物被害に伴う要救助者 （自力脱出困難者） (9) 津波被害に伴う要救助者数・要搜索者 	
<p>4. ライフライン被害</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 上水道 (2) 下水道 (3) 電力 (4) 通信 (5) ガス（都市ガス、LPガス） 	<p>8. 経済被害（直接被害）</p>
<p>5. 交通施設被害</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 道路（緊急輸送道路） (2) 鉄道 (3) 港湾 (4) 空港 	<p>9. 減災効果</p>
<p>6. 生活支障被害</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 避難者 (2) 帰宅困難者 (3) 物資不足量 (4) 医療機能支障 (5) 保健衛生、防疫、遺体処理等 (6) 仮設住宅必要世帯（自力生活再建困難世帯） (7) 仮設トイレ不足量 	<p>10. 被災シナリオ</p>

※黄色：定量的な評価を実施

2. 想定シーン

人々の行動や火気器具の使用状況は、季節・時刻によって変化する。このため、地震が発生する季節や時刻に応じて、人的被害や火災による被害の様相が異なる特徴的な次の3シーンを想定した。

なお、火災による建物被害や人的被害は、風速によって被害の様相がことなるため、県の過去の風速を参考に、夏至の平常時（平均風速）および強風時（平均風速+2 σ ）で被害想定を行った。

表 4-2-1 想定シーンと想定される被害の特徴

想定シーン	想定される被害の特徴
冬 深夜	<ul style="list-style-type: none"> ・多くが自宅で就寝中に被災するため、建物倒壊による死者が発生する危険性が高く、また、津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街等の滞留者や鉄道、道路の利用者が少ない。
夏 12時	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する機会が多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、老朽木造建物の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。 ・海水浴客をはじめとする観光客が多い。
冬 18時	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅、飲食店等で火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街等のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路は、帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が多い。

3. 想定ケース

愛媛県地震被害想定調査第一次報告で想定した、下記5つの想定地震（14ケース）における被害を推計し、津波は内閣府（2012）で想定した11ケースのうち、県内の各沿岸でそれぞれ最大となるケースを抽出した津波浸水想定により被害を推計した。

【海溝型地震】

- ①南海トラフ巨大地震（基本、陸側、西側、東側の4ケース）
- ②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（北側2ケース、南側2ケース）

【内陸型地震】

- ③讃岐山脈南縁 - 石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震（2ケース）
- ④石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震（2ケース）
- ⑤石鎚山脈北縁西部 - 伊予灘（中央構造線断層）の地震（2ケース）

4. その他

本報告書では、被害想定項目のうち、人的被害想定については、避難行動がとりにくく、家屋倒壊による死者が発生する危険性が最も高い冬深夜のシーンを中心に記述をし、人的被害想定以外は火災の影響度が非常に高い冬18時のシーンを中心に記述する。

本報告書で示す小計値、合計値は小数点以下の取り扱いにより値が合わない場合がある。

第5編 建物被害

建物被害は、直接的な原因として揺れ、液状化、土砂災害、津波、火災について、想定した。揺れ、液状化、火災を原因とする建物被害は、全壊棟数、半壊棟数、焼失棟数を125mメッシュ単位で、土砂災害を原因とする建物被害は、全壊棟数、半壊棟数を危険箇所単位で、津波を原因とする建物被害は全壊棟数、半壊棟数を津波浸水シミュレーションの解析単位である10mメッシュ単位で想定した。

また、建物被害は、揺れによって全壊した後、津波により流失する等、複数の原因で重複して被害を受ける可能性がある。

本調査では、複数の原因の重複を避けるため、「液状化⇒揺れ⇒津波⇒火災」の順で被害を算出し、被害数の重複を除外した。

2. 揺れによる建物被害

表 5-2-1 揺れによる建物被害

ケース名	全壊(棟)	半壊(棟)
南海トラフ巨大地震（基本ケース）	12,469	32,122
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	107,554	128,773
南海トラフ巨大地震（東側ケース）	6,161	29,887
南海トラフ巨大地震（西側ケース）	13,210	31,626
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（北側ケース1）	466	7,590
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（北側ケース2）	335	5,671
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（南側ケース1）	88	2,653
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（南側ケース2）	49	1,831
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震（ケース1）	22,292	20,695
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震（ケース2）	28,851	26,526
石鎚山脈北縁の地震（ケース1）	15,926	16,715
石鎚山脈北縁の地震（ケース2）	11,034	20,408
石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震（ケース1）	19,571	56,409
石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震（ケース2）	11,757	47,501

3. 液状化による建物被害

表 5-3-9 液状化による建物被害

ケース名	全壊(棟)	半壊(棟)
南海トラフ巨大地震(基本ケース)	7,595	11,939
南海トラフ巨大地震(陸側ケース)	10,642	14,382
南海トラフ巨大地震(東側ケース)	7,615	12,200
南海トラフ巨大地震(西側ケース)	7,634	12,037
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震(北側ケース1)	5,339	9,700
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震(北側ケース2)	4,442	8,108
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震(南側ケース1)	2,785	5,045
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震(南側ケース2)	1,809	3,261
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震(ケース1)	3,782	5,615
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震(ケース2)	4,627	7,110
石鎚山脈北縁の地震(ケース1)	3,295	5,092
石鎚山脈北縁の地震(ケース2)	3,402	5,404
石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震(ケース1)	6,573	10,929
石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震(ケース2)	5,740	9,890

4. 土砂災害による建物被害

表 5-4-3 土砂災害による建物被害

ケース名	急傾斜地崩壊危険箇所 (砂防課)		山腹崩壊危険地区 (森林整備課)		地すべり危険箇所 (砂防課)		地すべり危険地区 (森林整備課)		地すべり危険地 (農地整備課)		合計	
	全壊棟数 (棟)	半壊棟数 (棟)	全壊棟数 (棟)	半壊棟数 (棟)	全壊棟数 (棟)	半壊棟数 (棟)	全壊棟数 (棟)	半壊棟数 (棟)	全壊棟数 (棟)	半壊棟数 (棟)	全壊棟数 (棟)	半壊棟数 (棟)
南海トラフ巨大地震(基本ケース)	219	512	40	94	112	262	4	9	16	38	392	915
南海トラフ巨大地震(陸側ケース)	361	843	71	165	187	435	12	27	31	73	662	1,544
南海トラフ巨大地震(東側ケース)	205	478	38	89	97	225	4	9	16	37	360	839
南海トラフ巨大地震(西側ケース)	227	529	41	95	118	275	5	12	18	43	409	954
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (北側ケース1)	101	236	13	29	45	105	3	8	8	19	170	397
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (北側ケース2)	100	234	14	32	47	109	3	8	9	20	172	402
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (南側ケース1)	99	230	18	42	68	160	0	1	11	26	197	459
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (南側ケース2)	83	195	14	34	55	129	0	1	8	18	162	377
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震 (ケース1)	24	56	5	11	8	19	1	3	1	3	40	92
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震 (ケース2)	32	75	6	14	9	21	2	4	1	3	50	117
石鎚山脈北縁の地震(ケース1)	19	43	4	10	5	11	2	4	1	1	30	69
石鎚山脈北縁の地震(ケース2)	19	44	5	11	5	11	2	4	1	1	30	71
石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震(ケース1)	157	366	27	64	88	205	5	12	18	42	296	690
石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震(ケース2)	148	346	27	63	96	224	4	10	17	40	293	683

5. 津波による建物被害

表 5-5-1 津波による建物被害（冬 18 時 風速：強風）

ケース名	全壊(棟)	半壊(棟)
南海トラフ巨大地震（基本ケース）	28,876	33,597
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）※	27,413	18,193
南海トラフ巨大地震（東側ケース）	28,519	33,910
南海トラフ巨大地震（西側ケース）	29,182	34,152

※ 南海トラフ巨大地震（陸側ケース）は、揺れ、液状化による建物被害が他のケースと比較して最も多いため、重複処理を行った結果、津波による建物被害が他のケースと比較して少なくなっている。

6. 地震火災による建物被害

表 5-6-8 地震火災による焼失棟数および焼失面積（冬 18 時 風速：強風）

ケース名	全出火 件数 (件)	残出火 件数 (件)	焼失棟数 (棟)	焼失面積 (ha)
南海トラフ巨大地震（基本ケース）	91	16	10,789	530.11
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	463	269	97,357	5,315.13
南海トラフ巨大地震（東側ケース）	72	4	8,694	313.81
南海トラフ巨大地震（西側ケース）	93	19	11,116	537.44
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 （北側ケース 1）	32	0	53	0.00
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 （北側ケース 2）	27	0	44	0.00
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 （南側ケース 1）	16	0	27	0.00
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 （南側ケース 2）	10	0	16	0.00
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震 （ケース 1）	103	58	23,798	1,289.13
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震 （ケース 2）	134	77	23,682	1,391.59
石鎚山脈北縁の地震（ケース 1）	77	39	19,228	994.05
石鎚山脈北縁の地震（ケース 2）	63	24	16,878	770.88
石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震（ケース 1）	128	40	35,326	1,535.19
石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震（ケース 2）	95	19	19,993	826.81

第6編 屋外転倒、落下物の発生

屋外転倒落下物の発生はブロック塀と自動販売機を対象として算出した。

2. ブロック塀・自動販売機の転倒

表 6-2-3 ブロック塀・自動販売機等の転倒数

ケース名	ブロック塀・自動販売機等の転倒数 (件)			
	ブロック塀	石塀	コンクリート塀	自動販売機
南海トラフ巨大地震 (基本ケース)	5,860	3,559	1,252	106
南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	20,129	9,440	4,300	389
南海トラフ巨大地震 (東側ケース)	5,445	3,484	1,163	117
南海トラフ巨大地震 (西側ケース)	6,092	3,679	1,301	114
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (北側ケース 1)	2,554	1,731	546	54
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (北側ケース 2)	2,062	1,430	440	39
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (南側ケース 1)	868	662	185	5
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (南側ケース 2)	441	335	94	3
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震 (ケース 1)	4,152	1,879	887	71
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震 (ケース 2)	5,317	2,366	1,136	96
石鎚山脈北縁の地震 (ケース 1)	3,696	1,704	789	59
石鎚山脈北縁の地震 (ケース 2)	3,415	1,808	729	68
石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震 (ケース 1)	8,868	5,162	1,894	252
石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震 (ケース 2)	7,418	4,474	1,584	231

3. 屋外落下物の発生

表 6-3-2 屋外落下物の発生数

ケース名	屋外落下物が発生する建物棟数 (棟)	
	飛散物	非飛散物
南海トラフ巨大地震 (基本ケース)	6,264	6,263
南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	70,826	70,825
南海トラフ巨大地震 (東側ケース)	2,263	2,263
南海トラフ巨大地震 (西側ケース)	6,680	6,680
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (北側ケース 1)	117	117
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (北側ケース 2)	87	87
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (南側ケース 1)	19	19
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (南側ケース 2)	10	10
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震 (ケース 1)	15,936	15,936
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震 (ケース 2)	22,318	22,317
石鎚山脈北縁の地震 (ケース 1)	11,374	11,374
石鎚山脈北縁の地震 (ケース 2)	6,267	6,266
石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震 (ケース 1)	9,206	9,206
石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震 (ケース 2)	4,726	4,726

第7編 人的被害

人的被害算出にあたり、次のように条件を設定した。

(1) 概要

地震動、津波およびそれに伴い発生する土砂災害や火災等に起因する人的被害を想定した。人的被害の想定にあたっては、その直接的な原因となる建物倒壊、土砂災害、津波、火災、屋内収容物移動・転倒や屋内落下物および屋外落下物について、原因別に死者数および負傷者数等を算出した。算出にあたり、建物被害算出において、揺れ、液状化による被害と火災延焼による被害の重複処理をすでに実施済みであるため、ここでは二重の処理はしない。津波による被害については建物被害と人的被害が相関関係に無いため、個別に重複処理を行った。

また、建物倒壊や津波による要救助者数・要捜索者数も算出し、本調査報告書に記述する想定するシーンは、死者数が最も多いと算出される「冬深夜」とした。

(2) 原因別の死者、負傷者、重傷者

建物倒壊（屋外収容物移動・転倒による被害を含む）、土砂災害、火災、津波等を原因とする死者数、負傷者数、重傷者数（負傷者の内数）を市町単位で算出した。

(3) 要救助者、要捜索者

揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）数、津波被害に伴う要救助者数・要捜索者数を市町単位で算出した。

揺れによる建物被害に伴う要救助者は、揺れによる建物の倒壊等により建物内に閉じ込められ自力での脱出が困難となる人とした。

津波被害に伴う要救助者は、津波による浸水域において、津波浸水深より高い階にいる人がその場に留まると仮定し、これらの人を要救助者とした。津波被害に伴う要捜索者は、津波が到達するまでに避難できない、あるいは避難しない人が津波に巻き込まれるものとし、これらの人を要捜索者とした。

2. 建物倒壊による人的被害

表 7-2-2 建物倒壊による人的被害（冬深夜）

ケース名	死者数 (人)	負傷者数 (人)	重傷者数
			(人)
南海トラフ巨大地震（基本ケース）	734	8,565	1,344
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	6,210	46,048	11,540
南海トラフ巨大地震（東側ケース）	351	7,036	658
南海トラフ巨大地震（西側ケース）	788	8,708	1,429
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（北側ケース1）	27	1,513	49
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（北側ケース2）	19	1,126	35
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（南側ケース1）	5	524	9
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（南側ケース2）	3	361	5
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震（ケース1）	1,262	8,515	2,413
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震（ケース2）	1,618	10,939	3,104
石鎚山脈北縁の地震（ケース1）	930	6,429	1,738
石鎚山脈北縁の地震（ケース2）	646	6,317	1,206
石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震（ケース1）	1,139	15,686	2,114
石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震（ケース2）	689	11,810	1,266

3. 土砂災害による人的被害

表 7-3-1 土砂災害による人的被害（南海トラフ巨大地震（陸側ケース） 冬深夜）

ケース名	死者数 (人)	負傷者数 (人)	重傷者数 (人)
南海トラフ巨大地震（基本ケース）	32	39	20
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	53	66	33
南海トラフ巨大地震（東側ケース）	29	36	18
南海トラフ巨大地震（西側ケース）	33	41	21
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（北側ケース 1）	14	17	9
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（北側ケース 2）	14	17	9
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（南側ケース 1）	16	20	10
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（南側ケース 2）	13	16	8
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震（ケース 1）	3	4	2
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震（ケース 2）	4	5	3
石鎚山脈北縁の地震（ケース 1）	2	3	2
石鎚山脈北縁の地震（ケース 2）	3	3	2
石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震（ケース 1）	24	30	15
石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震（ケース 2）	24	30	15

4. 津波による人的被害

表 7-4-3 津波による人的被害（冬深夜 早期避難率：低）

ケース名	死者数 (人)	負傷者数 (人)	重傷者数
			(人)
南海トラフ巨大地震（基本ケース）	8,227	419	143
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）※	8,184	412	142
南海トラフ巨大地震（東側ケース）	8,234	420	143
南海トラフ巨大地震（西側ケース）	8,225	419	143

※ 南海トラフ巨大地震（陸側ケース）は、揺れによる人的被害が最も多く、その分、津波による人的被害が他のケースと比較して少なくなっている。

5. 火災による人的被害

表 7-5-2 火災による人的被害（冬深夜 風速：強風）

ケース名	死者数 (人)	負傷者数 (人)	重傷者数
			(人)
南海トラフ巨大地震（基本ケース）	159	136	38
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	1,585	944	265
南海トラフ巨大地震（東側ケース）	0	0	0
南海トラフ巨大地震（西側ケース）	119	111	31
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（北側ケース 1）	0	0	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（北側ケース 2）	0	0	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（南側ケース 1）	0	0	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（南側ケース 2）	0	0	0
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震（ケース 1）	687	331	93
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震（ケース 2）	751	279	78
石鎚山脈北縁の地震（ケース 1）	558	273	77
石鎚山脈北縁の地震（ケース 2）	202	166	47
石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震（ケース 1）	39	41	12
石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震（ケース 2）	0	0	0

6. ブロック塀・自動販売機等の転倒による人的被害

表 7-6-2 ブロック塀・自動販売機等の転倒による人的被害（冬深夜）

ケース名	死者数 (人)	負傷者数 (人)	重傷者数
			(人)
南海トラフ巨大地震（基本ケース）	0	0	0
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	0	0	0
南海トラフ巨大地震（東側ケース）	0	0	0
南海トラフ巨大地震（西側ケース）	0	0	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（北側ケース 1）	0	0	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（北側ケース 2）	0	0	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（南側ケース 1）	0	0	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（南側ケース 2）	0	0	0
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震（ケース 1）	0	0	0
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震（ケース 2）	0	0	0
石鎚山脈北縁の地震（ケース 1）	0	0	0
石鎚山脈北縁の地震（ケース 2）	0	0	0
石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震（ケース 1）	0	0	0
石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震（ケース 2）	0	0	0

※ 冬深夜の想定であるため、深夜の人口密度補正により 0 となる。

7. 屋外落下物による人的被害

表 7-6-2 ブロック塀・自動販売機等の転倒による人的被害（冬深夜）

ケース名	死者数 (人)	負傷者数 (人)	重傷者数
			(人)
南海トラフ巨大地震（基本ケース）	0	0	0
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	0	0	0
南海トラフ巨大地震（東側ケース）	0	0	0
南海トラフ巨大地震（西側ケース）	0	0	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（北側ケース 1）	0	0	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（北側ケース 2）	0	0	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（南側ケース 1）	0	0	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（南側ケース 2）	0	0	0
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震（ケース 1）	0	0	0
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震（ケース 2）	0	0	0
石鎚山脈北縁の地震（ケース 1）	0	0	0
石鎚山脈北縁の地震（ケース 2）	0	0	0
石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震（ケース 1）	0	0	0
石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震（ケース 2）	0	0	0

※ 冬深夜の想定であるため、深夜の人口密度補正により 0 となる。

8. 屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による人的被害

表 7-7-2 屋外落下物による人的被害（冬深夜）

ケース名	死者数 (人)	負傷者数 (人)	重傷者数
			(人)
南海トラフ巨大地震（基本ケース）	0	0	0
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	0	0	0
南海トラフ巨大地震（東側ケース）	0	0	0
南海トラフ巨大地震（西側ケース）	0	0	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（北側ケース 1）	0	0	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（北側ケース 2）	0	0	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（南側ケース 1）	0	0	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（南側ケース 2）	0	0	0
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震（ケース 1）	0	0	0
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震（ケース 2）	0	0	0
石鎚山脈北縁の地震（ケース 1）	0	0	0
石鎚山脈北縁の地震（ケース 2）	0	0	0
石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震（ケース 1）	0	0	0
石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震（ケース 2）	0	0	0

9. 揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）

表 7-9-1 揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）（冬深夜）

ケース名	要救助者数（人）
南海トラフ巨大地震（基本ケース）	1,820
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	18,516
南海トラフ巨大地震（東側ケース）	961
南海トラフ巨大地震（西側ケース）	1,855
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（北側ケース 1）	138
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（北側ケース 2）	97
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（南側ケース 1）	11
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（南側ケース 2）	6
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震（ケース 1）	4,286
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震（ケース 2）	5,513
石鎚山脈北縁の地震（ケース 1）	3,136
石鎚山脈北縁の地震（ケース 2）	2,137
石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震（ケース 1）	3,943
石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震（ケース 2）	2,656

第10編 生活支障

生活支障については、揺れやそれに伴う建物、ライフライン等の被害想定の結果をふまえ、県民の生活に制約が生じるおそれがある物資不足量、医療機能支障や帰宅困難者等を想定した。

2. 避難者

表 10-2-1 全避難者（冬 18 時 風速：強風）

ケース名	全避難者数（人）		
	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後
南海トラフ巨大地震（基本ケース）	265,106	136,191	152,028
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	436,750	466,888	558,902
南海トラフ巨大地震（東側ケース）	259,889	129,426	134,805
南海トラフ巨大地震（西側ケース）	265,958	130,153	152,504
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（北側ケース 1）	10,493	18,150	13,894
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（北側ケース 2）	8,596	14,904	12,695
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（南側ケース 1）	4,740	8,238	5,616
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（南側ケース 2）	3,004	5,090	3,447
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震（ケース 1）	54,924	93,894	115,985
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震（ケース 2）	63,502	112,606	134,457
石鎚山脈北縁の地震（ケース 1）	42,642	69,538	85,093
石鎚山脈北縁の地震（ケース 2）	36,180	70,103	79,976
石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震（ケース 1）	77,155	165,917	157,962
石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震（ケース 2）	51,334	123,251	107,387

表 10-2-2 避難所避難者（冬 18 時 風速：強風）

ケース名	避難所避難者数（人）		
	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後
南海トラフ巨大地震（基本ケース）	174,799	91,747	45,608
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	277,786	275,215	167,670
南海トラフ巨大地震（東側ケース）	171,669	86,898	40,442
南海トラフ巨大地震（西側ケース）	175,310	88,700	45,751
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（北側ケース 1）	6,296	9,075	4,168
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（北側ケース 2）	5,157	7,452	3,809
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（南側ケース 1）	2,844	4,119	1,685
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（南側ケース 2）	1,802	2,545	1,034
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震（ケース 1）	32,955	46,947	34,796
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震（ケース 2）	38,101	56,303	40,337
石鎚山脈北縁の地震（ケース 1）	25,585	34,769	25,528
石鎚山脈北縁の地震（ケース 2）	21,708	35,052	23,993
石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震（ケース 1）	46,293	82,958	47,389
石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震（ケース 2）	30,800	61,626	32,216

7. 仮設住宅必要世帯（自力生活再建困難世帯）

表 10-7-1 仮設住宅必要世帯数（冬 18 時 風速：強風）

ケース名	仮設住宅 必要世帯数 (世帯)
南海トラフ巨大地震（基本ケース）	11,973
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	60,013
南海トラフ巨大地震（東側ケース）	10,542
南海トラフ巨大地震（西側ケース）	12,181
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 （北側ケース 1）	1,861
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 （北側ケース 2）	1,569
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 （南側ケース 1）	893
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 （南側ケース 2）	520
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震 （ケース 1）	12,368
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震 （ケース 2）	14,167
石鎚山脈北縁の地震（ケース 1）	9,815
石鎚山脈北縁の地震（ケース 2）	7,932
石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震（ケース 1）	16,835
石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震（ケース 2）	12,437

第11編 その他の被害

4. エレベーター内閉じ込め

各想定地震発生時に停止するエレベーターの台数およびその内部に閉じ込められる人の数を想定した。なお、エレベーター利用者数が多いと考えられる時間帯(朝7時～8時)に地震が発生した場合を想定した。

表 11-4-6 エレベーター内閉じ込め (冬 18 時 風速：強風)

ケース名	エレベーター内 閉じ込め (人)	エレベーター 停止台数 (台)
南海トラフ巨大地震 (基本ケース)	909	1,913
南海トラフ巨大地震 (陸側ケース) ※	894	1,901
南海トラフ巨大地震 (東側ケース)	901	1,907
南海トラフ巨大地震 (西側ケース)	896	1,902
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (北側ケース 1)	865	1,816
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (北側ケース 2)	879	1,853
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (南側ケース 1)	841	1,785
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (南側ケース 2)	756	1,533
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震 (ケース 1)	750	1,291
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震 (ケース 2)	775	1,338
石鎚山脈北縁の地震 (ケース 1)	778	1,360
石鎚山脈北縁の地震 (ケース 2)	782	1,362
石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震 (ケース 1)	873	1,820
石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震 (ケース 2)	870	1,824

※ 南海トラフ巨大地震 (陸側ケース) は、加速度 80gal 以上となる地域が多く地震時管制運転装置作動に伴う停止台数が最も多くなる。地震時管制運転装置作動により停止したエレベーターでは閉じ込めが発生する台数(階と階の間で停止する台数)が他の停止要因に比べて少ないため、南海トラフ巨大地震(陸側ケース)は他のケースと比較して閉じ込め者数が少なくなっている。

12. 人工造成地における建物被害

表 11-12-1 人工造成地における建物被害 (冬 18 時 風速：強風)

ケース名	棟数	
	全壊	半壊
南海トラフ巨大地震 (基本ケース)	6	17
南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	97	292
南海トラフ巨大地震 (東側ケース)	5	14
南海トラフ巨大地震 (西側ケース)	5	14
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (北側ケース 1)	1	2
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (北側ケース 2)	0	1
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (南側ケース 1)	0	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (南側ケース 2)	0	0
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震 (ケース 1)	23	69
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震 (ケース 2)	37	111
石鎚山脈北縁の地震 (ケース 1)	23	68
石鎚山脈北縁の地震 (ケース 2)	23	68
石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震 (ケース 1)	17	50
石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震 (ケース 2)	12	36

25. 重要施設

① 対象施設の抽出

本調査では、次に示す3種の施設を重要施設として考慮し、建物の耐震評価と震度・液状化・延焼による被害判定より機能支障を評価した。

- a) 災害対策本部および消防活動拠点となる施設（災害対策本部・支部、消防施設等）
- b) 避難拠点施設（学校、公民館、福祉施設等）
- c) 医療拠点施設（病院）

表 11-25-5 重要施設機能支障評価（冬 18 時 風速：強風）

ケース名	判定	施設区分			総計
		災害対策本部	避難拠点施設	医療拠点施設	
南海トラフ巨大地震（基本ケース）	○	114	1,527	76	1,717
	△	61	781	36	878
	×	30	251	31	312
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	○	64	794	11	869
	△	74	908	32	1,014
	×	67	857	100	1,024
南海トラフ巨大地震（東側ケース）	○	117	1,552	78	1,747
	△	67	771	33	871
	×	21	236	32	289
南海トラフ巨大地震（西側ケース）	○	113	1,509	74	1,696
	△	63	776	42	881
	×	29	274	27	330
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（北側ケース1）	○	162	1,928	98	2,188
	△	37	500	30	567
	×	6	131	15	152
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（北側ケース2）	○	166	2,066	111	2,343
	△	32	396	24	452
	×	7	97	8	112
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（南側ケース1）	○	176	2,302	130	2,608
	△	27	204	9	240
	×	2	53	4	59
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（南側ケース2）	○	193	2,398	136	2,727
	△	10	139	4	153
	×	2	22	3	27
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震（ケース1）	○	177	2,235	115	2,527
	△	16	211	9	236
	×	12	113	19	144
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震（ケース2）	○	170	2,118	100	2,388
	△	22	288	11	321
	×	13	153	32	198
石鎚山脈北縁の地震（ケース1）	○	185	2,278	119	2,582
	△	13	186	7	206
	×	7	95	17	119
石鎚山脈北縁の地震（ケース2）	○	189	2,263	112	2,564
	△	10	206	13	229
	×	6	90	18	114
石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震（ケース1）	○	136	1,577	64	1,777
	△	46	589	32	667
	×	23	393	47	463
石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震（ケース2）	○	140	1,711	72	1,923
	△	43	548	37	628
	×	22	300	34	356

第12編 経済被害（直接被害）

直接被害額の想定では、被害を受けた施設および資産の復旧、再建に要する費用を被害額として算出した。

なお、建築物被害額は、被害を受けた建物の築年に関係なく、全て新築に建て替えた場合の額で想定している。

表 12-2-1 被害額（直接被害）

（南海トラフ巨大地震（陸側ケース） 冬 18時 風速：強風）

項目			被害額 (兆円)	
建物被害	建物	木造	住宅	3.62
			非住宅	1.29
		非木造	住宅	1.72
			非住宅	4.50
	小計			11.13
	家庭用品			1.66
	償却資産			0.78
	棚卸資産			0.39
ライフライン・インフラ施設被害	ライフライン被害	上水道	0.02	
		下水道	0.52	
		電力	0.01	
		通信	0.37	
		小計	0.91	
	交通施設被害	道路	0.02	
		鉄道	0.02	
		港湾	0.28	
		漁港	0.26	
	小計			0.58
その他公共土木施設			0.33	
災害廃棄物処理			0.38	
県合計			16.15	

4. 防災・減災効果の評価 （「愛媛県地震被害想定調査」（平成25年12月）より）

愛媛県地震想定被害調査結果（最終報告）について

<https://www.pref.ehime.jp/bosai/higaisoutei/higaisoutei25.html>

第13編 防災・減災効果の評価

県内で人的被害が最大となる南海トラフ巨大地震（陸側ケース）を例とし、今後の防災への取組がどの程度の減災効果を及ぼすのかを試算した。

想定シーンは、人的被害以外を冬18時強風、人的被害を冬深夜強風とした。

減災効果がある防災への取組は多数あるが、ここでは次の仮定で試算を行った。

建物の耐震化率の向上

現状：71.4% ⇒ 100%

家具等の転倒・落下防止対策実施率の向上

現状：26.2% ⇒ 100%

津波からの早期避難率の向上

仮定：20% ⇒ 100%

1. 人的・物的被害の減災効果

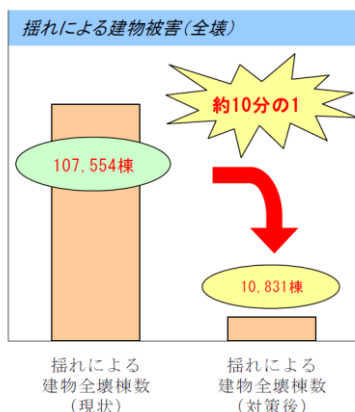
1.1 建築の耐震率の向上

本県の住宅の耐震化率は、現状（平成20年度）で71.4%である。今後、防災の取組として、建築物等の耐震化、非耐震建築物の建て替え等により、県内の建物の耐震化率が100%になった場合の減災効果を算出した。このとき、耐震化とは、旧耐震基準（1980年以前の建物）が全て最新の建物と同等の耐震性を備えた場合としている。

なお、建物の耐震化率の向上による効果は次のとおりとなる。

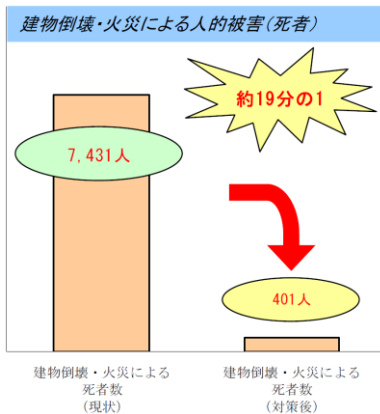
1.1.1 建物被害の軽減

耐震化率が現状の71.4%から100%になることにより、建物の揺れによる全壊棟数107,554棟から10,831棟に軽減され、全壊棟数は約10分の1となった。



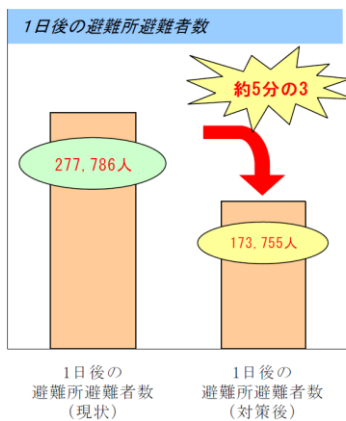
1.1.2 人的被害の軽減（冬深夜 風速：強風）

耐震化率が現状の71.4%から100%になることにより、建物の倒壊が減少するため、建物倒壊・火災を原因とする死者数及び火気器具、電熱器具からの出火による死者数、火災時の逃げまどいによる死者数は、7,431人から401人に軽減され、約19分の1となる。



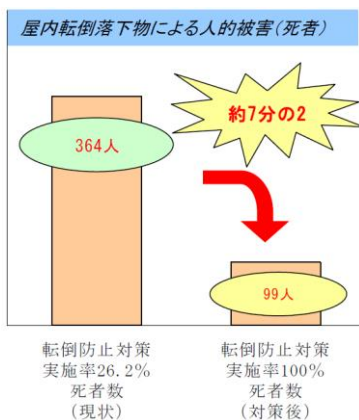
1.1.3 生活への影響の軽減（冬深夜 風速：強風）

耐震化率が現状の71.4%から100%になることにより、建物の被害が軽減され、自宅に留まることができる人が増えるため、1日後の避難所避難者が277,786人から173,755人に軽減され、約5分の3となった。



1.2 家具等の転倒・落下防止対策実施率の向上

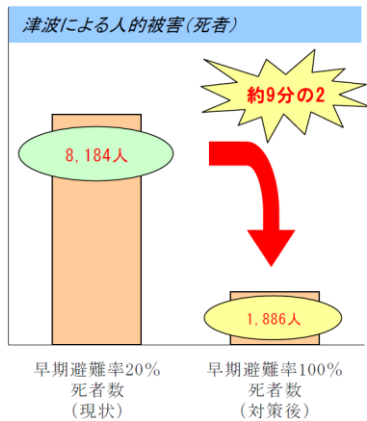
全国の家具等の転倒・落下防止対策実施率は、約26.2%（出典 内閣府（2012））である。家具等の転倒・落下防災策の実施率が現状の26.2%から100%になった場合、死者数は364人から99人に軽減され、約7分の2となる。



1.3 津波からの早期避難率の向上（冬深夜）

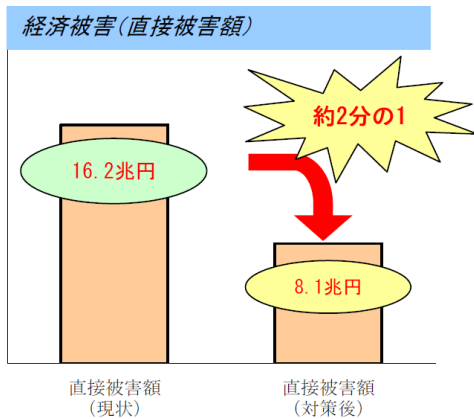
本調査では、本県の過去の津波災害事例の少なさを考慮し、地震発生後、すぐに避難する早期避難者の割合を20%と設定している。県民の防災意識が向上し、早期避難者の割合が現状の20%（想定）から100%になった場合、津波による死者数は8,184人から1,886人に軽減され、約9分

の2となる。



2. 経済被害の減災効果 (冬深夜 風速：強風)

建物の全壊棟数、半壊棟数が軽減することによる直接被害額の軽減の減災効果が及ぶ。経済被害額が最大となる冬18時強風で試算した結果、直接被害額が16.2兆円から8.1兆円に軽減され、約2分の1となる。

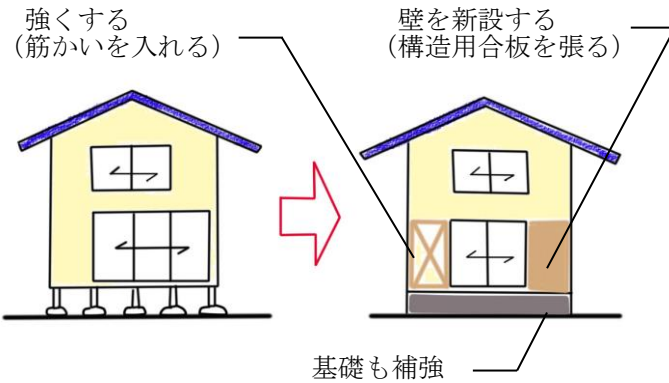


5. 木造住宅の耐震改修方法について

耐震改修方法（例）

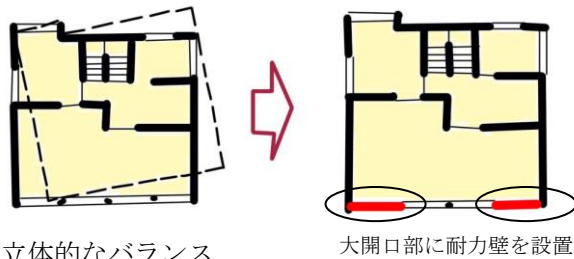
大地震で倒壊しないよう住宅を強くすることが必要で、「強い壁」を「バランスよく増やし」、上部構造と基礎が一体となって、地盤の揺れに抵抗できるようにします。

1 強い壁を増やす

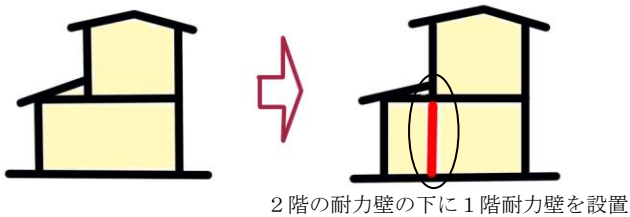


2 壁をバランスよく配置する

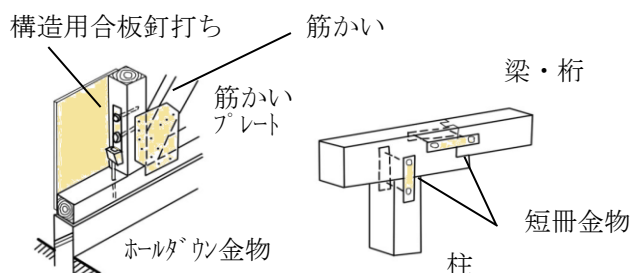
■ 平面的なバランス



■ 立体的なバランス



3 柱・梁・筋かいなどを金物などでしっかり緊結する



4 床や屋根を補強する（屋根を軽くするなど）

・床に火打ち梁や構造用合板を設置する。など

5 基礎を丈夫にする

・無筋基礎に鉄筋コンクリート基礎を一体化する。など

6 土台や柱が腐らないようにする

・腐朽材料は取り換える。など

リフォームと同時施工の勧め

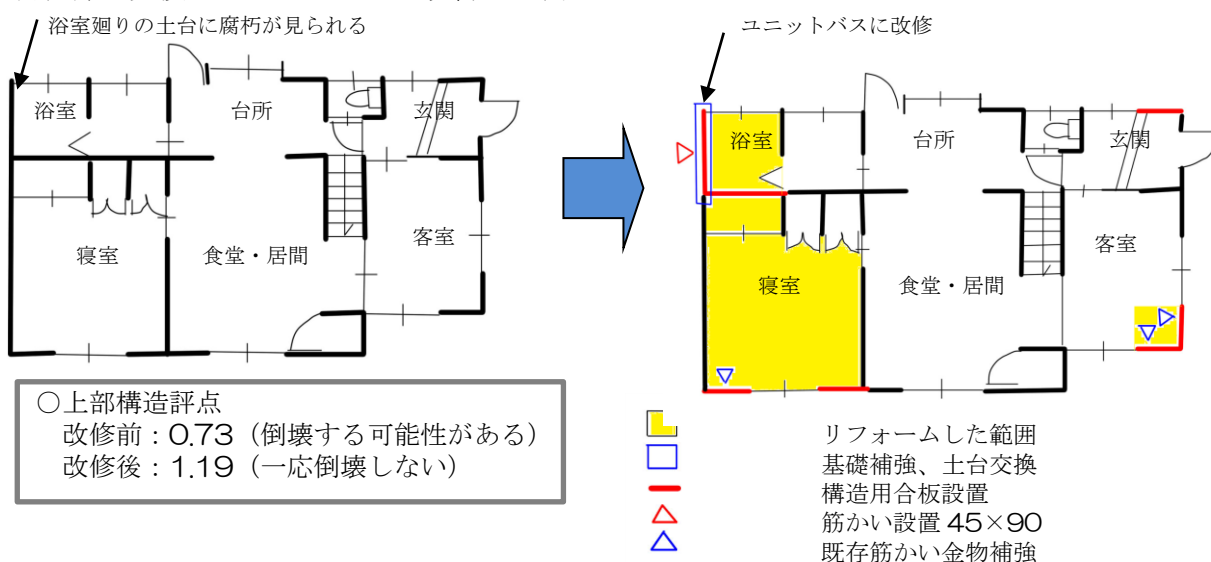
耐震改修を行えば大地震がきても一応安心です。しかし、補強そのものは日常生活では便利さや快適さを実感できないのも事実です。また、対象住宅は築30年以上が経過し、内外装や設備等のリフォームを検討されている場合もあると思われます。

そこで、水廻りの変更、内外装・屋根材の改修あるいはバリアフリー化などの一般リフォームと同時に耐震改修工事を行うことはコストや手間などの面で合理的です。

ただし、開放感を得るために柱や梁、耐力壁を撤去したり、詳細な検討をせずに耐力壁を増やしたりすることは、逆に危険となる場合がありますので、リフォームをする際には注意が必要です。

■改修事例

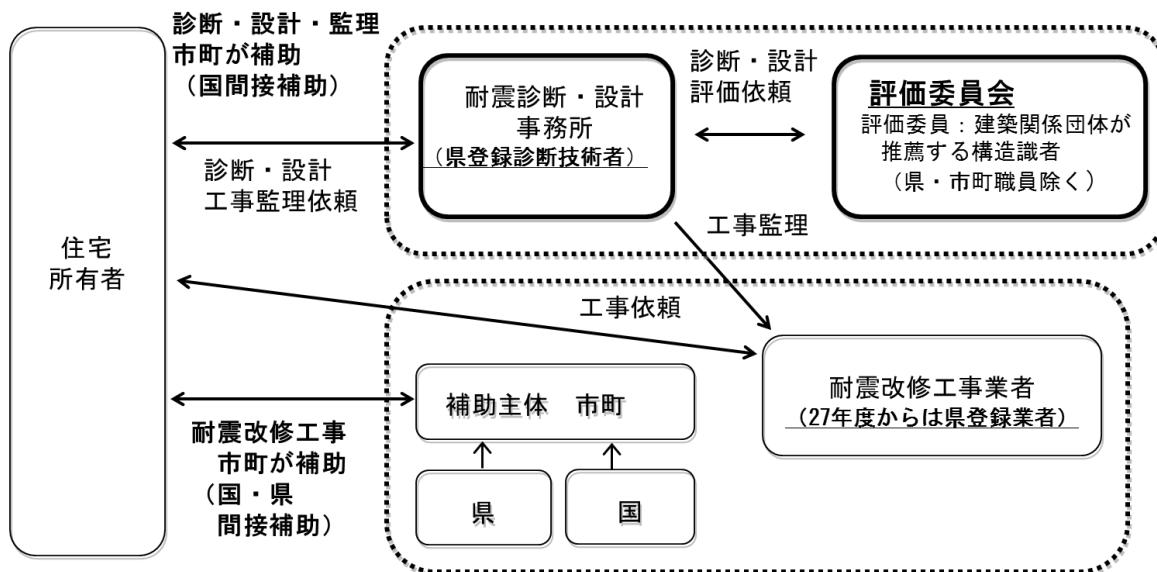
浴室のユニットバス化と寝室の内装リフォームと同時に腐朽部の交換と壁のバランスを改善した例



6. 木造住宅の耐震化への支援

木造住宅の耐震化について（愛媛県ホームページ）

<https://www.pref.ehime.jp/h41000/5747/taishin/taishin.html>



- ※1 大地震でも倒壊しないよう住宅全体の耐震性能を確保することが補助条件で、一部のみを補強する工事は対象外
- ※2 適切な診断と設計の担保のため、県に登録した耐震診断事務所が診断、設計したものを評価委員会がチェックする仕組み
- ※3 耐震診断技術者派遣制度を創設し、耐震診断の申込み手続きが簡単になり、自己負担額は3,000円から実施可能になりました。

(参考) 市町補助制度一覧 (令和3年度)

令和3年度 民間木造住宅耐震化促進事業費等の補助制度一覧

(昭和56年5月31日以前に着工された戸建木造住宅が補助対象です。(ブロック塀等安全対策工事を除く。))

市町	耐震診断					耐震改修設計			耐震改修工事・監理					設計 監理 工事 合計 補助額	
	派遣制度		補助制度			市町 予算戸数	補助率	補助上限 (千円/ 件)	工事監理		改修工事				
	市町 予算戸数	住民 負担	市町 予算戸 数	補助率	補助上限 (千円/ 件)				市町 予算戸数	補助率	補助上限 (千円/ 件)	補助率	補助上限 (千円/ 件)		代理受領 制度
松山市	115	評価 手数料 (※)	15	1/3+ 定額2万	40			→	80		→	4/5	1,000	○	1,000
今治市	60	"	5	2/3	50			→	25		→	4/5	1,000	○	1,000
宇和島市	25	"	5	2/3	40			→	15		→	4/5+ 定額140千円	1,140	○	1,140
八幡浜市	30	"	10	2/3	40			→	10		→	4/5	1,000	○	1,000
新居浜市	50	"	10	2/3	20	20	1/2	150	20	1/2	30	4/5	1,000	○	1,180
西条市	52	"	5	2/3	20			→	25		→	4/5+ 定額70千円	1,070	○	1,070
大洲市	20	"	5	2/3	40	10	2/3	200	10	2/3	40	定額	1,200	○	1,440
伊予市	10	"	5	定額	40	5	1/6	50	5	1/3	20	4/5	1,000	○	1,070
四国中央市	8	"	2	2/3	50	4	4/5	200 条件加算あり	4		→	4/5	1,000 条件加算あり	○	1,200
西予市	20	"	4	2/3	20			→	9		→	4/5+ 定額140千円	1,140	○	1,140
東温市	15	"	3	2/3	20			→	10		→	4/5	1,000	○	1,000
上島町	10	"	1	定額	40	2	1/3	100	2	1/3	20	4/5+ 定額20千円	1,020	○	1,140
久万高原町	10	無料	5	定額	60	1	2/3	200	1	2/3	40	4/5	1,000	○	1,240
松前町	30	無料	2	2/3	20			無料	15		無料□	4/5	1,000	○	1,240
						1	2/3	200		2/3	40□				
砥部町	10	評価 手数料 (※)	2	2/3	20	5	1/3	100	5	1/3	20	4/5	1,000	○	1,120
内子町	15	"	1	定額	60	2	定額	300	2	定額	60	定額	1,100	○	1,460
伊方町	30	"	15	2/3	40	5	2/3	200	5	2/3	40	4/5	1,000	○	1,240
松野町	10	"	1	2/3	20	2	2/3	200	1	2/3	40	4/5	1,000	○	1,240
鬼北町	10	"	2	2/3	20	2	2/3	100	2	2/3	20	定額	1,020	○	1,140
愛南町	10	"	1	2/3	20	1	2/3	200	1	2/3	40	定額	1,200	○	1,440
	540		99			73			247						

※住民負担:評価手数料
(3,000円又は9,900円)

『→』は、改修設計、監理費への補助はないが、改修工事への補助金を実施していることを示す。

令和3年度 民間木造住宅耐震化促進事業費等の補助制度一覧

(昭和56年5月31日以前に着工された戸建木造住宅が補助対象です。(ブロック塀等安全対策工事を除く。))

市町	段階的耐震改修設計			段階的耐震改修工事・監理				耐震シェルター設置工事			ブロック塀等安全対策工事			
	市町 予算戸数	補助率	補助上限 (千円/ 件)	市町 予算戸数	段階的耐震改修 工事監理		段階的耐震改修 工事		市町 予算戸数	補助率	補助上限 (千円/ 件)	市町 予算件数	補助率	補助上限 (千円/ 件)
					補助率	補助上限 (千円/ 件)	補助率	補助上限 (千円/ 件)						
松山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	80	2/3	300
今治市	-	-	-	-	-	-	-	-	3	定額	400	20	2/3	300
宇和島市			→	3		→	4/5	500	2	定額	400	15	2/3	300
八幡浜市			→	3		→	4/5	500	3	定額	400	10	2/3	300
新居浜市	-	-	-	-	-	-	-	-	3	定額	400	25	2/3	300
西条市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	2/3	300
大洲市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	2/3	300
伊予市	-	-	-	-	-	-	-	-	2	定額	400	各20	1/2	撤去50 建替200
四国中央市	-	-	-	-	-	-	-	-	1	定額	400	10	2/3	300
西予市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	2/3	300
東温市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	2/3	300
上島町	2	1/3	100	2	1/3	20	4/5	500	2	定額	400	10	2/3	300
久万高原町	2	2/3	200	2	2/3	40	4/5	500	1	定額	400	2	2/3	300
松前町	2	-	無料	2	2/3	40	4/5	500	2	定額	400	5	2/3	300
	1	2/3	200											
砥部町	1	1/3	100	1	1/3	20	定額	500	3	定額	400	5	2/3	300
内子町	耐震改修設計に含む	定額	300	耐震改修工事・監理に含む	定額	60	定額	600	1	定額	400	1	2/3	300
伊方町	3	2/3	200	3	2/3	40	4/5	500	2	定額	400	3	2/3	300
松野町	2	2/3	200	2	2/3	40	定額	500	3	定額	400	3	2/3	300
鬼北町	2	2/3	100	2	2/3	20	定額	500	2	定額	400	5	2/3	300
愛南町	1	2/3	200	1	2/3	40	定額	500	1	定額	400	5	2/3	300
	16			21					31			258		

7. 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化への支援

建築物の耐震化について（愛媛県ホームページ）

<https://www.pref.ehime.jp/h41000/5747/taishin/taishin.html>

国が耐震診断の実施及び結果の報告を義務付けた建築物に対して、25年9月補正より耐震診断への支援を実施した。（耐震診断結果の報告期限である平成27年をもって終了。）なお、補強設計及び耐震改修への支援は26年度より継続して実施している。

1) 耐震診断への支援（終了済み）

※ 国の補助金に加え、地方が補助金を追加することで、国費による実質補助率を $1/2$ に拡充。また、地方が国と同額の負担による支援を行い、全額公費負担とする。

国	補助	県	市町
1/2		1/4	1/4

耐震改修設計への支援

※ 国の補助金に加え、地方が補助金を追加することで、国費による実質補助率を $1/2$ に拡充。

国	補助	県	市町	事業者
1/2		1/6	1/6	1/6

耐震改修への支援

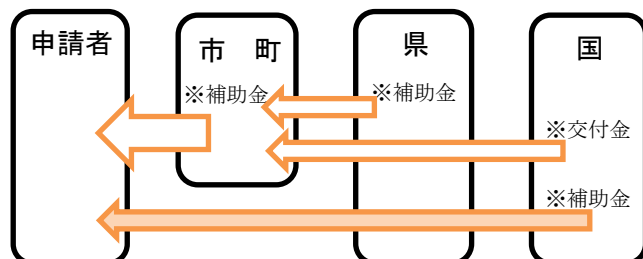
※ 国の補助金に加え、地方が補助金を追加することで、国費による実質補助率を $1/3$ に拡充。

国	補助	県	市町	事業者
1/3		5.75%	5.75%	55.2%

※松山市では、災害協定を締結するホテルに対して補助率を拡充

国1/3、県5.75%、市1/6、事業者44.3%

【支援のイメージ】



【補助対象限度額】

<耐震診断>

標準的な耐震診断に係る費用として、次の区分により算出した金額の合算。

- ・ 1,000㎡以内の部分 3,670円/㎡
- ・ 1,000㎡を超え、2,000㎡以内の部分 1,570円/㎡
- ・ 2,000㎡を超える部分 1,050円/㎡

ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を対象とする場合は1,540,000円を加算

<耐震改修>

- ・ 標準的な耐震改修に係る費用として、51,200円/㎡により算出した金額

8. 要安全確認計画記載建築物一覧（令和4年3月末時点）

平成30年3月31日までに耐震診断を実施し、所管行政庁に耐震診断の結果を報告する必要のある要安全確認計画記載建築物は次の表のとおり。なお、要緊急安全確認大規模建築物に指定されているものについては平成27年12月31日まで報告する必要がある。

- 印：要安全確認計画記載建築物がある施設
- ◎印：要緊急安全確認大規模建築物がある施設
- 印：新耐震基準の建築物がある施設（報告対象外）

※（ ）内の耐震診断結果、耐震改修の状況及び耐震改修等の予定については、所有者から申告があった内容を記載しています。なお、耐震改修等の予定については、具体的な予定があるものに限ります。

一. 県庁舎

- ◎● 1. 県庁庁舎（一部耐震改修済）
- 2. 四国中央庁舎（機能移転済）
- 3. 今治庁舎
- 4. 久万高原庁舎
- 5. 大洲庁舎（建替済）

二. 市役所・町役場（本庁舎）

- ◎● 1. 松山市役所（耐震改修済）
- ◎● 2. 今治市役所
- ◎● 3. 宇和島市役所（耐震改修中）
- ◎● 4. 新居浜市役所（耐震改修済）
- ◎● 5. 西条市役所
- 6. 上島町役場（耐震改修済）
- 7. 久万高原町役場（耐震改修済）
- 8. 内子町役場（耐震改修済）
- 9. 松野町役場（建替済）
- 10. 鬼北町役場（耐震改修済）

三. 市町総合支所

- 1. 松山市北条支所（耐震改修済）
- 2. 松山市中島支所（耐震改修済）
- 3. 今治市玉川支所
- 4. 今治市波方支所（耐震改修中）
- 5. 今治市大西支所
- 6. 今治市菊間支所（耐震改修済）
- 7. 今治市宮窪支所
- 8. 今治市伯方支所
- 9. 今治市上浦支所
- 10. 今治市大三島支所
- 11. 今治市関前支所
- 12. 宇和島市津島支所（建替済）
- 13. 新居浜市別子山支所（機能移転済）
- ◎● 14. 西条市東予総合支所
- 15. 西条市小松総合支所
- 16. 西条市丹原総合支所
- 17. 大洲市肱川支所
- 18. 四国中央市新宮窓口センター
- 19. 西予市明浜支所（建替済）
- 20. 西予市城川支所（耐震改修済）
- 21. 西予市野村支所（建替中）
- 22. 久万高原町面河支所（耐震改修中）
- 23. 久万高原町柳谷支所
- 24. 内子町内子分庁（耐震改修済）
- 25. 伊方町瀬戸支所（耐震改修済）
- 26. 愛南町一本松支所

四. 国土交通省事務所

- 1. 松山第一国道維持出張所 (診断の結果耐震性有)
- 2. 松山第二国道維持出張所 (耐震改修済)
- 3. 大洲国道出張所 (診断の結果耐震性有)
- 4. 宇和島国道出張所 (耐震改修済)

五. 警察庁舎

- 1. 県警察本部
- 2. 新居浜警察署
- 3. 伯方警察署 (耐震改修済)
- 4. 松山東警察署 (建替予定)
- 5. 久万高原警察署
- 6. 伊予警察署 (耐震改修済)
- 7. 八幡浜警察署 (耐震改修済)
- 8. 宇和島警察署 (建替済)

六. 消防庁舎

- 1. 松山市消防局・中央消防署
(耐震改修済)
- 2. 今治市北消防署大三島分署
(診断の結果耐震性有)
- 3. 宇和島地区広域事務組合消防本部
(耐震改修済)
- 4. 宇和島消防署吉田分署 (耐震改修済)
- 5. 宇和島消防署津島分署 (耐震改修済)
- 6. 新居浜市北消防署川東分署
(診断の結果耐震性有)
- 7. 新居浜市南消防署 (診断の結果耐震性有)
- 8. 大洲地区広域事務組合消防本部
(耐震改修済)
- 9. 大洲消防署長浜支署
- 10. 大洲消防署川上支署 (耐震改修済)
- 11. 西予市消防本部 (診断の結果耐震性有)
- 12. 西予市消防署野村支署
(診断の結果耐震性有)
- 13. 西予市消防署明浜救急出張所
(移転)
- 14. 西予市消防署城川救急出張所
(移転)
- 15. 内子消防署 (耐震改修済)
- 16. 鬼北消防署 (耐震改修済)

七. 災害拠点病院

- ◎● 1. 県立新居浜病院 (耐震改修済)
- ◎● 2. 松山赤十字病院 (建替中)
- ◎● 3. 愛媛大学医学部附属病院 (耐震改修済)

(参考)

新耐震基準の建築物のみがある施設（報告対象外）

一. 県庁舎

- 1. 西条庁舎
- 2. 松山庁舎
- 3. 八幡浜庁舎
- 4. 宇和島庁舎
- 5. オフサイトセンター・西予土木事務所

二. 市役所・町役場（本庁舎）

- 1. 八幡浜市役所
- 2. 大洲市役所
- 3. 伊予市役所
- 4. 四国中央市役所
- 5. 西予市役所
- 6. 東温市役所
- 7. 松前町役場
- 8. 砥部町役場
- 9. 伊方町役場
- 10. 愛南町役場（県愛南庁舎）

三. 市町総合支所

- 1. 今治市朝倉支所
- 2. 今治市吉海支所
- 3. 宇和島市吉田支所
- 4. 宇和島市三間支所
- 5. 八幡浜市保内庁舎
- 6. 大洲市長浜支所
- 7. 大洲市河辺支所
- 8. 伊予市中山地域事務所
- 9. 伊予市双海地域事務所
- 10. 四国中央市土居窓口センター
- 11. 西予市三瓶支所
- 12. 東温市川内支所
- 13. 上島町生名総合支所
- 14. 上島町岩城総合支所
- 15. 上島町魚島総合支所
- 16. 久万高原町美川支所
- 17. 砥部町広田支所
- 18. 内子町小田支所
- 19. 伊方町三崎支所
- 20. 鬼北町日吉支所
- 21. 愛南町内海支所
- 22. 愛南町西海支所

四. 国土交通省事務所

- 1. 松山河川国道事務所
- 2. 大洲河川国道事務所
- 3. 西条国道維持出張所

五. 警察庁舎

- 1. 四国中央警察署
- 2. 西条警察署
- 3. 西条西警察署
- 4. 今治警察署
- 5. 松山西警察署
- 6. 松山南警察署
- 7. 大洲警察署
- 8. 西予警察署
- 9. 愛南警察署

六. 消防庁舎

- 1. 松山市東消防署
- 2. 松山市南消防署
- 3. 松山市西消防署
- 4. 松山市中央消防署北条支署
- 5. 松山市東消防署城東支署
- 6. 松山市東消防署湯山救急出張所
- 7. 松山市南消防署東部支署
- 8. 松山市南消防署久谷救急出張所
- 9. 松山市西消防署西部支署
- 10. 今治市消防本部・中央消防署
- 11. 今治市北消防署
- 12. 今治市西消防署
- 13. 今治市中央消防署東分署
- 14. 今治市西消防署菊間分署
- 15. 今治市北消防署大島分署
- 16. 今治市西消防署波方分署
- 17. 八幡浜地区施設事務組合消防本部
- 18. 八幡浜消防署第一分署（伊方）
- 19. 八幡浜消防署第二分署（保内）
- 20. 新居浜市消防本部
- 21. 西条市消防本部・東消防署
- 22. 西条市西消防署
- 23. 西条市東消防署飯岡出張所
- 24. 西条市東消防署橘出張所
- 25. 西条市西消防署小松出張所
- 26. 伊予消防等事務組合消防本部
- 27. 伊予消防署中山出張所
- 28. 伊予消防署双海出張所
- 29. 四国中央市消防防災センター
- 30. 四国中央消防署西分署
- 31. 四国中央消防署東分署
- 32. 四国中央消防署新宮分遣所
- 33. 四国中央消防署嶺南分遣所
- 34. 東温市消防本部
- 35. 上島町消防本部
- 36. 久万高原町消防本部
- 37. 久万高原消防署美川支署
- 38. 久万高原町消防団本部拠点施設
- 39. 松前消防署
- 40. 砥部消防署
- 41. 砥部消防署広田出張所
- 42. 内子消防署小田出張所
- 43. 愛南町消防本部

七. 災害拠点病院

- 1. 県立中央病院
- 2. 県立今治病院
- 3. 市立宇和島病院
- 4. 公立学校共済組合四国中央病院
- 5. 市立八幡浜総合病院

9. 愛媛県道路啓開計画について

愛媛県道路啓開計画（愛媛県ホームページ）

<https://www.pref.ehime.jp/h40900/ehimedourokeikai.html>

1. 愛媛県道路啓開計画とは

1-1. 計画の目的

東日本大震災では、流出した家屋や倒壊した構造物等のガレキが道路を塞ぎ、放置された車両が散乱するなど、過酷な活動環境のもとでの迅速かつ的確な救援・救助活動等が求められた。

震災直後から速やかに展開された「くしの歯作戦」による道路啓開は、東北道・国道4号の縦軸ラインを確保した後、内陸部から被災した沿岸部への横軸ラインを確保したことで、迅速な応急復旧が可能となり、緊急輸送体制の早期確立に高い効果があった。

「愛媛県道路啓開計画」（以下、本計画という）は、発生の可能性が高まっている東南海・南海地震等の広域災害が発生した場合に、愛媛県災害対策本部要綱に基づき、土木対策部及び地方本部土木対策班が、被災状況に即応して、救援・救助活動を支える緊急輸送体制を早期に確保するため、「道路施設現況等情報地図（愛媛県道路啓開サポートマップ）」を活用し、道路啓開することを目的とする。

参考：道路啓開とは、緊急車両のみでも通行できるよう（迂回路も含め）に、1車線でもガレキを処理し簡易な段差修正などにより、救援ルートを開けること。通常の災害においては、応急復旧→本復旧の流れとなるが、大規模災害時には、下図に示すとおり応急復旧の前に救援・救護活動のための復旧・支援ルートを確認する道路啓開が必要となる。

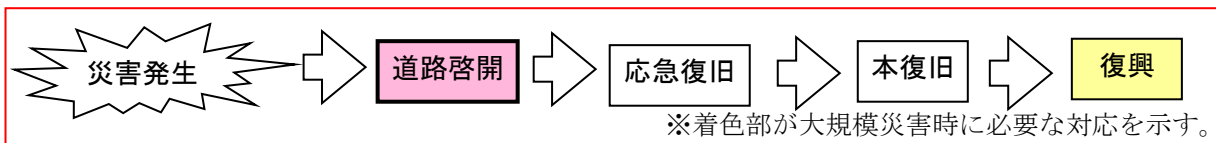


図1 大規模災害時の対応の流れ

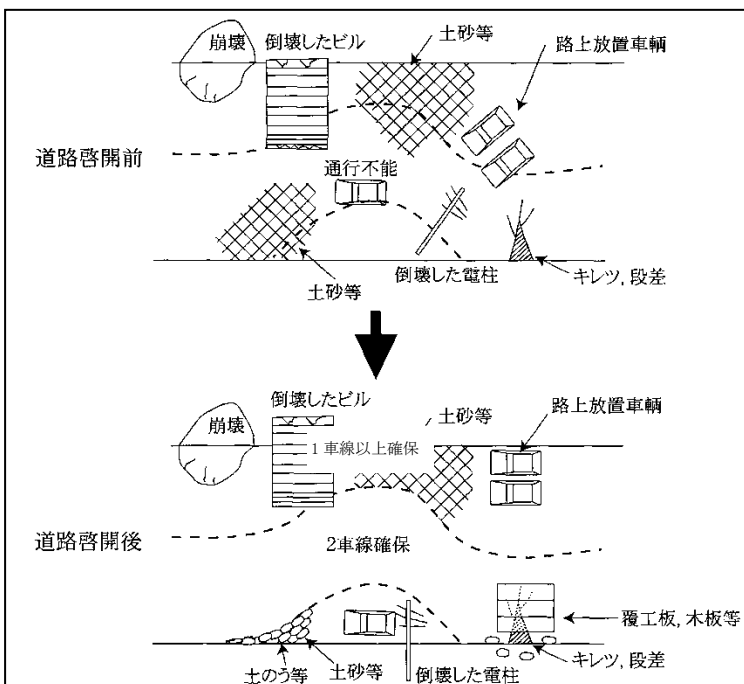


図2 道路啓開による障害物除去の概念図
(道路区域が比較的に広い場合)



写真1 道路啓開作業の例
(日本橋梁建設協会セミナー資料
H24.7.25 四国地方整備局より)

本計画は、「愛媛県地域防災計画」を上位計画とし、「四国地震防災基本戦略」の緊急輸送ルートの啓開・復旧オペレーション計画も考慮したものである。

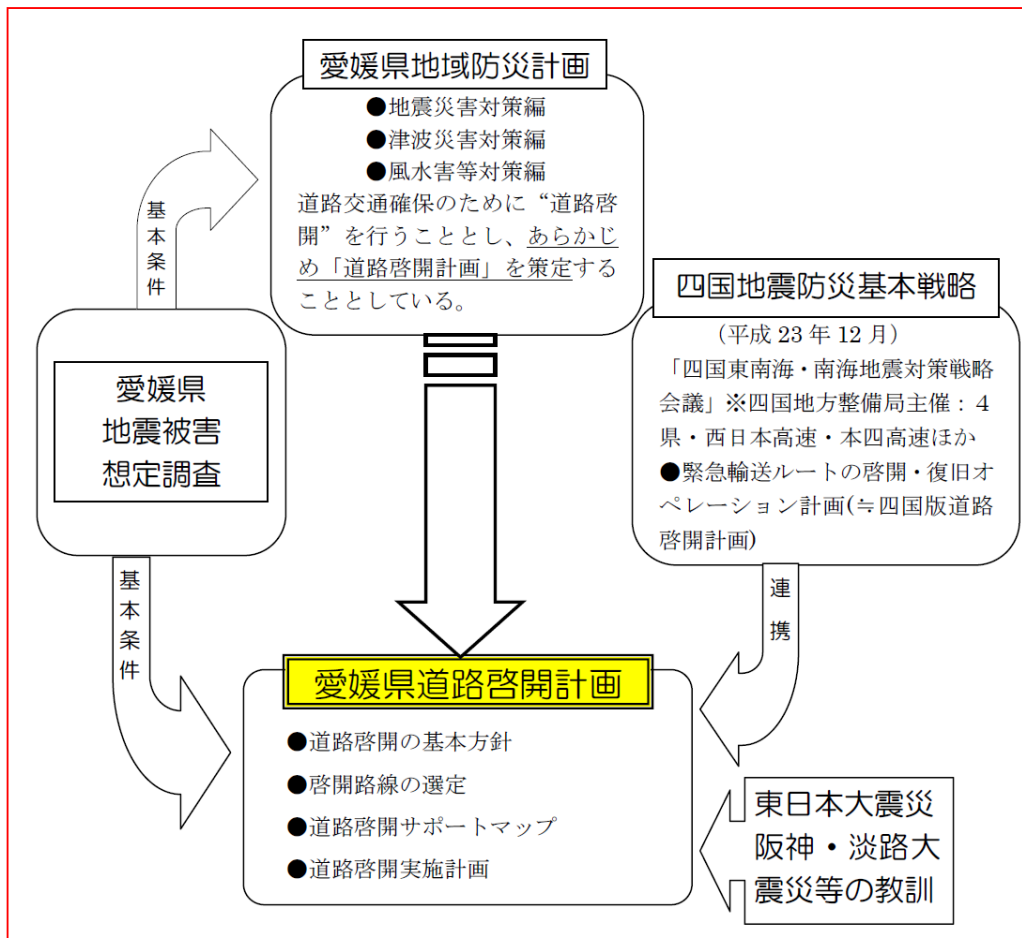


図3 本計画の位置付け

2. 道路啓開サポートマップについて

2-1. 基礎情報

道路啓開サポートマップは、愛媛県全域を網羅する広域図（1/10万）と、各市町を網羅する程度の詳細図（1/2万5千）であり、基礎情報（道路の現況、地区人口）、拠点情報（対策事務所、病院、港湾、ヘリポート、物資拠点）、障害情報（防災点検要対策箇所、耐震化未対応橋梁、津波浸水想定区域、土砂災害危険箇所）、位置情報（主要交差点名、トンネル名、橋梁名）等と地図記号を掲載し、啓開予定路線を示している。

2-2. 啓開路線の選定とステップ区分

大規模災害が発生した直後においては、被災状況の把握が不十分な状況の中で、啓開作業着手を余儀なくされることが予想される。道路啓開を制約された条件下で効果的に行うために、緊急輸送路ネットワークの中で、初動時の啓開優先順位をあらかじめ決定しておく。

道路啓開は、県民の生命の安全確保を最優先とした緊急輸送活動を目的としていることから、緊急輸送道路を啓開路線に選定することが基本である。愛媛県では緊急輸送道路を指定しているが、1次と2次の区分は、啓開の優先順位を示すものではない。愛媛県の啓開優先順位を決定するため、目標地点の重要度を考慮し、ステップ区分を以下のように設定した。

併せて、伊方原子力発電所で事故が発生した場合を想定し、ステップⅠで国道197号他、ステップⅡで国道378号及び一般県道鳥井喜木津線を啓開することとしている。

【ステップⅠ】

- 四国縦貫・横断自動車道、今治小松自動車道、西瀬戸自動車道及びこれらを連絡する路線。
- 災害対策拠点（県庁、各土木事務所、国土交通省事務所、市役所、町役場、警察署、消防署本署）を連絡する路線。
- 交通網拠点（松山空港、拠点港湾、ヘリポート）を連絡する路線。
- 災害拠点病院、広域物資拠点を連絡する路線。
- 伊方原子力発電所を連絡する国道197号他。
- 国道56号の高知県境まで（四国版道路啓開計画と整合）

【ステップⅡ】

- ステップⅠ以外の直轄国道。
- 災害対策拠点（市町総合支所、ステップⅠ以外の消防署）を連絡する路線。
- 物資拠点（公民館、道の駅等）を連絡する路線。
- 伊方原子力発電所を連絡する国道378号及び一般県道鳥井喜木津線。
- 国道194号、国道197号及び国道381号の高知県境まで（四国版道路啓開計画と整合）

【ステップⅢ】

- ステップⅠ、Ⅱ以外の緊急輸送道路

なお、ステップⅠ及びⅡ時点では、資機材を集中し目標地点に対してなるべく早くアクセスすることを重視し、1つの目標地点に対して複数路線の啓開は考えないこととした。

3. 道路啓開の実施について

3-1. 道路啓開の実施体制

道路啓開は、愛媛県地域防災計画における災害応急対策に基づき、県等道路管理者、警察、消防、自衛隊等が協力して実施する。また、道路啓開に関する情報は、速やかに報道機関等を通じて県民に広報する。

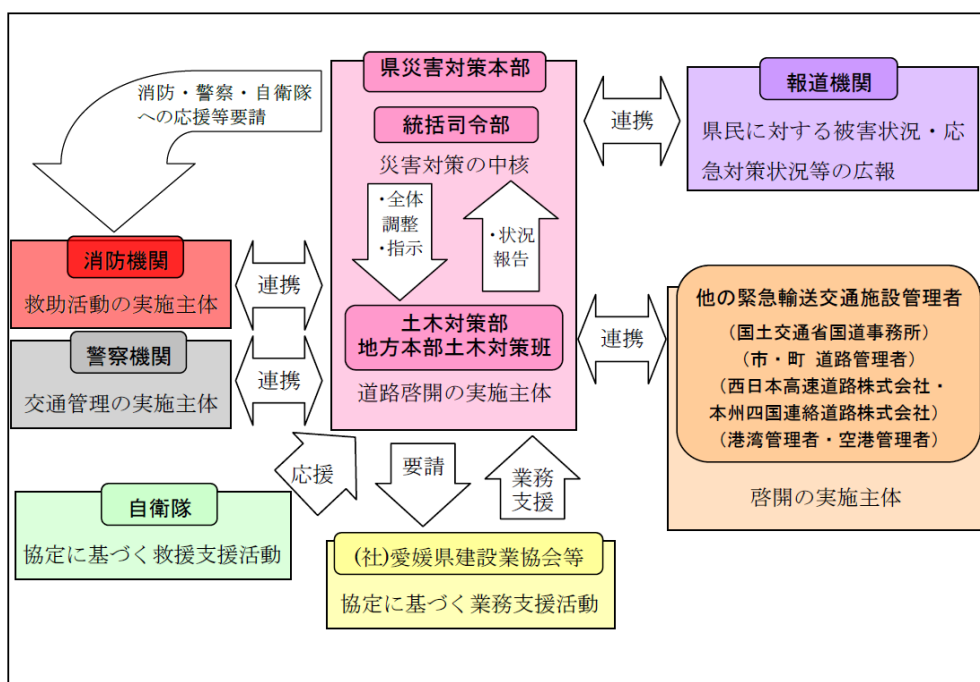


図4 道路啓開に関する関係機関との連携体制

3-3. 啓開路線の決定

県（道路管理者）は、道路の被害状況の情報収集結果に応じて、愛媛県道路啓開サポートマップを活用し、緊急車両のみでも通行できるよう（迂回路も含め）ガレキ等処理し簡易な段差修正等により、1車線でも早期に緊急輸送ルートを開けることを目的に対応する。

道路啓開作業は、初動時においては、被災状況の把握が不十分な状況の中での着手を余儀なくされることが予想される。したがって、初動時においては、事前に定めた啓開優先順位に沿って作業にあたることになる想定される。

道路啓開作業と並行して、道路の被害状況及び復旧見込み等の情報整理を進める中で、適切な緊急輸送ルートを選定し、啓開路線を決定することが必要となる。啓開路線の決定に際しては、啓開予定路線の被害が大きい場合や、近隣を迂回したほうが早い場合には、緊急輸送ルートの変更措置が求められる。なお、緊急輸送ルートの変更の際には、警察や緊急輸送にあたる関係機関との連絡調整が必要である。

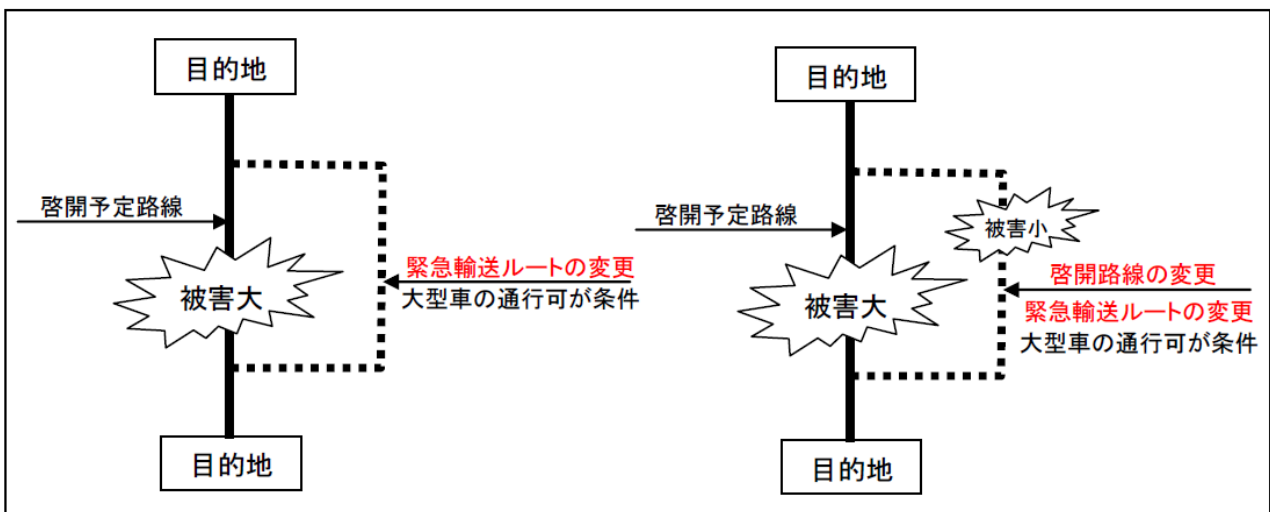


図5 緊急輸送ルート（啓開路線）の変更例

愛媛県地域防災計画によると、県は、市町の報告により避難所の開設状況を把握しておくとともに、必要に応じて野外収容施設の資機材の調達や設置、緊急援護物資の供給にあたることになっている。すなわち、県が緊急援護物資を供給する各市町の物資拠点、発災後に明らかになる。

愛媛県の道路啓開は、ステップⅠで、高速自動車道等の広域道路、災害対策拠点・交通網拠点・災害拠点病院、広域物資拠点へのアクセスを確保し、ステップⅡで各市町の物資拠点へのアクセスも確保することとした。ステップⅡ段階は、発災後数日が経過していると考えられ、市町から県へ物資拠点に対する緊急輸送活動要請に合わせて、該当路線をステップⅢからⅡへ変更する措置が必要となる。

また、住宅密集地や工業地域では大規模火災に対する消化活動や人命救助活動のために、緊急の道路啓開が必要になることも予想される。このため、消防機関の要請に応じて啓開路線を追加することもある。

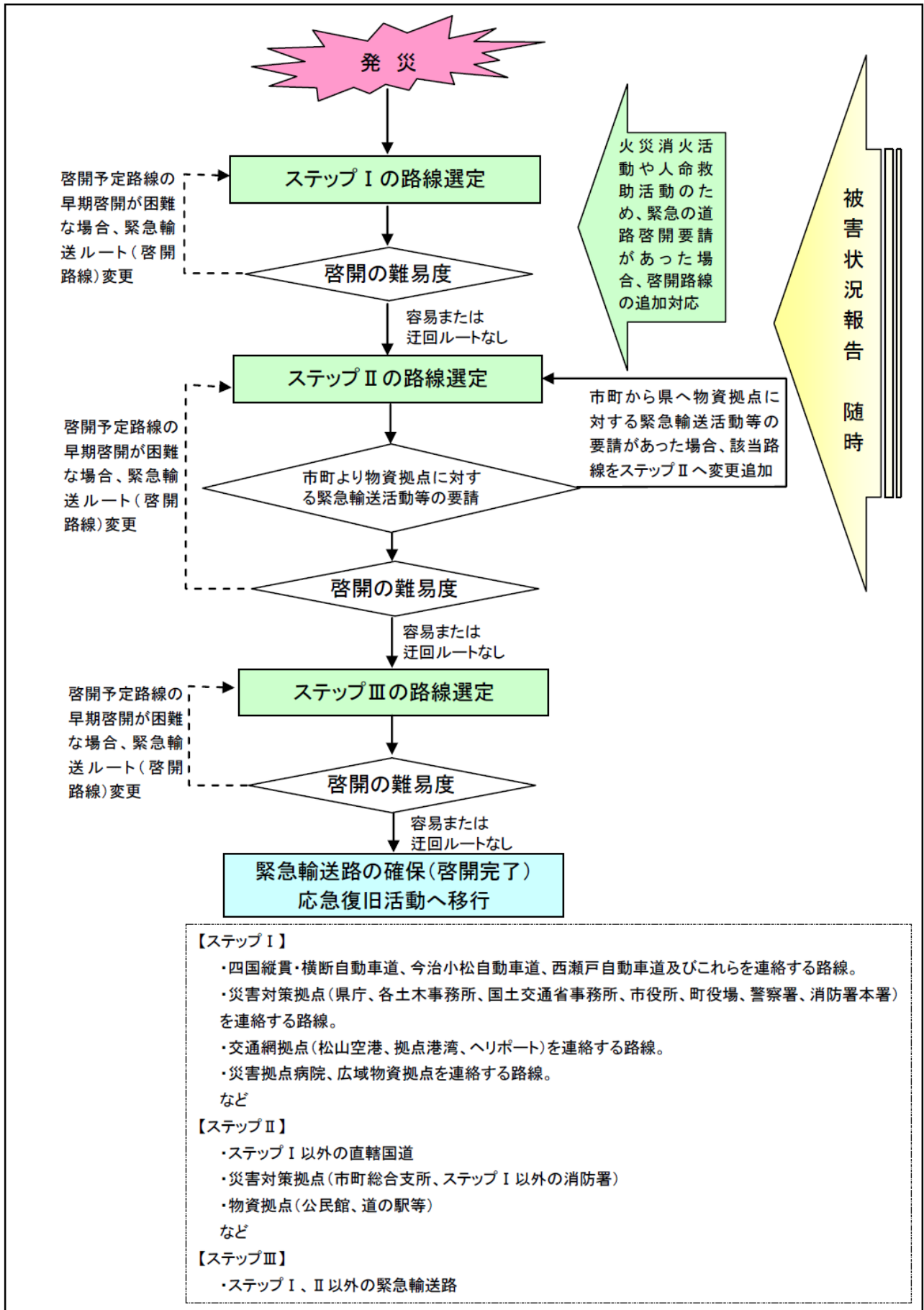


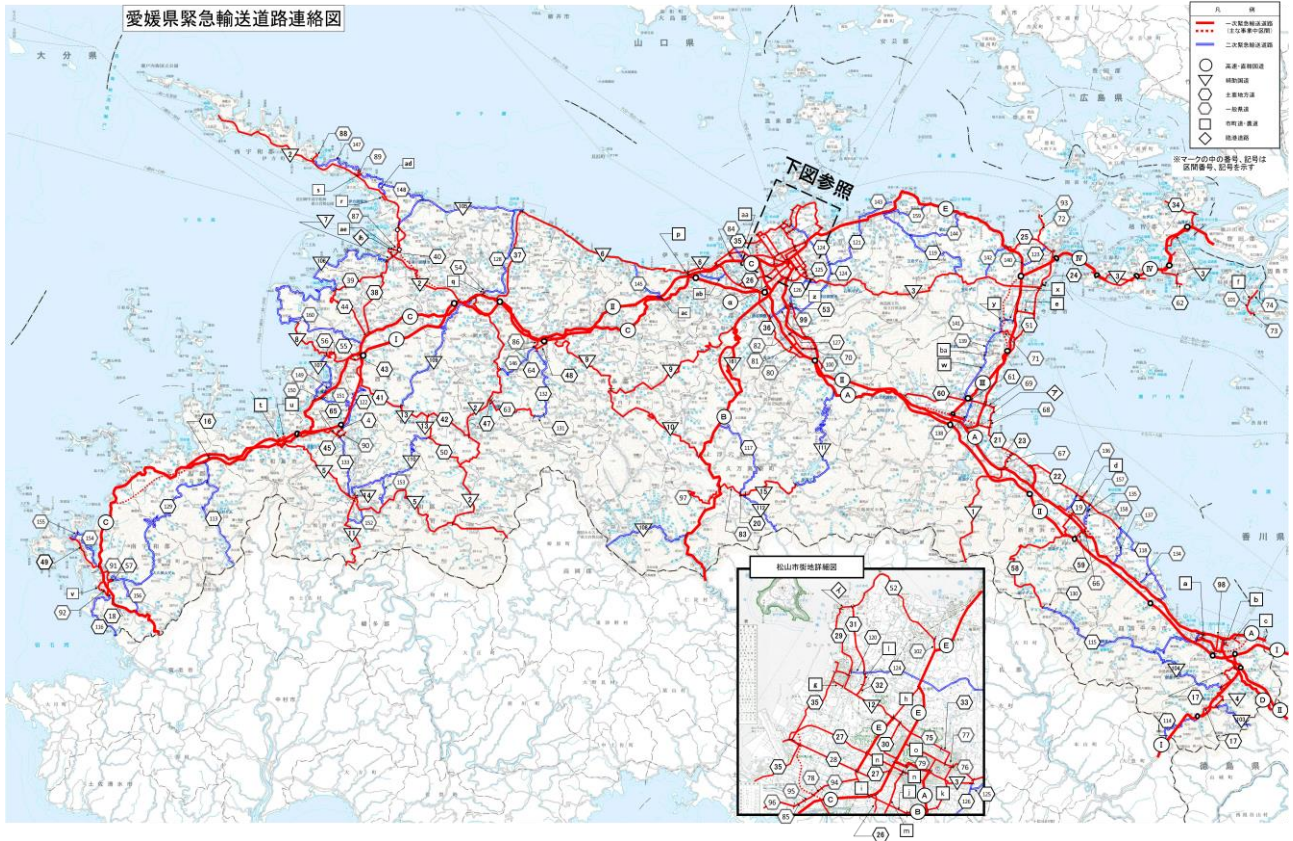
図6 啓開路線の決定手順

10. 緊急輸送道路について （「愛媛県地域防災計画（令和3年2月）資料編」より）

11-1緊急輸送道路（愛媛県ホームページ）

<https://www.pref.ehime.jp/h40400/5744/bosai/yusouro/>

【路線図】



○一次緊急輸送道路

- ・主要な都市間及び他県と連絡する広域的な幹線道路（高速自動車国道、国道等）
- ・諸活動の拠点と上記の道路を結ぶ道路及び拠点を相互に連絡する道路

一覧表

管理区分	路線名	区間
西日本高速国	四国横断自動車道	香川県境～川之江JCT～高知県境 宇和島北IC～大洲北只IC
西日本高速	四国縦貫自動車道	徳島県境～川之江JCT～大洲IC
西日本高速	今治小松自動車道（196号）	今治湯ノ浦IC～いよ小松IC
本四高速国	西瀬戸自動車道（317号）	広島県境～今治IC
国 県・市	松山外環状道路 【自動車専用道路部】33号・56号	松山JCT～余戸南IC
	【一般道路部】（一）久米垣生線 他	松山市北井門2丁目～松山市北吉田町
国	一般国道11号	香川県境～松山市二番町4丁目
国	一般国道33号	高知県境～松山市小坂5丁目
国	一般国道56号	高知県境～松山市二番町4丁目
国	一般国道192号	徳島県境～四国中央市北新町
国	一般国道196号	松山市大手町1丁目～西条市小松町新屋敷

県	一般国道194号	高知県境～西条市中野甲
県	一般国道197号	高知県境～伊方町三崎
県	一般国道317号	松山市勝山町1丁目～今治市上浦町井口
県	一般国道319号	四国中央市新宮町新宮～四国中央市新宮町新宮
県	一般国道320号	宇和島市坂下津～鬼北町下鍵山
県	一般国道378号	伊予市下吾川～大洲市長浜町長浜
		八幡浜市江戸岡1丁目～八幡浜市矢野町
		西予市明浜町高山～西予市明浜町俵津
県	一般国道379号	砥部町大南～内子町内子
県	一般国道380号	内子町吉野川～久万高原町露峰
県	一般国道381号	高知県境～鬼北町永野市
県	一般国道437号	松山市中央2丁目～松山市三津1丁目
県	一般国道440号	久万高原町東明神～松山市久谷町
県	一般国道441号	西予市野村町河西～西予市城川町田穂
		鬼北町近永～鬼北町出目
県	一般国道494号	久万高原町洪草～久万高原町東川
県	(主)宿毛津島線	宇和島市津島町高田～宇和島市津島町高田
県	(主)川之江大豊線	四国中央市金田町半田～四国中央市新宮町馬立
県	(主)宿毛城辺線	愛南町垣内～愛南町蓮乗寺
県	(主)新居浜角野線	新居浜市繁本町～新居浜市西喜光地町
県	(主)西条久万線	久万高原町東川～久万高原町七鳥
県	(主)壬生川新居浜野田線	西条市小松町新屋敷～西条市下島山甲
		西条市船屋甲～新居浜市多喜浜
		西条市明屋敷～西条市樋ノ口
県	(主)今治港線	今治市片原町2丁目～今治市別宮町1丁目
県	(主)大西波止浜港線	今治市大西町星浦～今治市中堀1丁目
県	(主)松山伊予線	松山市和泉北1丁目～伊予市上野
県	(主)松山空港線	松山市南吉田町～松山市北藤原町
		松山市南吉田町～松山市空港通2丁目
県	(主)松山港線	松山市高浜町2丁目～松山市三杉町
		松山市中央2丁目～松山市大手町1丁目
		松山市高浜町6丁目～松山市高山町
		松山市古三津2丁目～松山市古三津2丁目
県	(主)松山北条線	松山市勝山町2丁目～松山市道後喜多町
県	(主)大三島上浦線	今治市大三島町宮浦～今治市上浦町井口
県	(主)伊予松山港線	伊予市下吾川～松山市三津3丁目
県	(主)伊予川内線	伊予市下吾川～東温市南方
県	(主)大洲長浜線	大洲市若宮～大洲市長浜町長浜
県	(主)八幡浜宇和線	八幡浜市矢野町～西予市宇和町上松葉
県	(主)八幡浜三瓶線	八幡浜市布喜川～西予市三瓶町朝立
県	(主)八幡浜港線	八幡浜市沖新田～八幡浜市中深
県	(主)宇和野村線	西予市宇和町卯之町～西予市野村町河西
		西予市野村町野村～西予市野村町栗木
		西予市宇和町卯之町～西予市宇和町卯之町
県	(主)宇和三瓶線	西予市宇和町下松葉～西予市三瓶町朝立

県	(主) 宇和三間線	宇和島市三間町務田～宇和島市三間町務田 宇和島市三間町務田～宇和島市三間町曾根
県	(主) 肱川公園線	大洲市肱川町山鳥坂～大洲市肱川町山鳥坂 内子町平岡～内子町知清
県	(主) 平城高茂岬線	愛南町御荘平城～愛南町船越
県	(主) 野村城川線	西予市城川町田穂～西予市城川町嘉喜尾
県	(主) 今治波方港線	今治市長沢～今治市旭町1丁目
県	(主) 松山港内宮線	松山市高浜6丁目～松山市内宮町
県	(主) 松山東部環状線	松山市鷹子町～松山市久米窪田町
県	(主) 長浜中村線	大洲市若宮～大洲市若宮
県	(主) 宇和明浜線	西予市宇和町卯之町～西予市宇和町伊賀上 西予市宇和町伊賀上～西予市明浜町俵津
県	(主) 宇和島城辺線	愛南町城辺甲～愛南町城辺甲
県	(主) 新居浜別子山線	新居浜市喜光地町1丁目～新居浜市別子山弟地 新居浜市船木～新居浜市船木
県	(主) 壬生川丹原線	西条市三津屋東～西条市丹原町志川 西条市周布～西条市周布
県	(主) 伯方島環状線	今治市伯方町木浦～今治市伯方町木浦
県	(主) 小田河辺大洲線	大洲市河辺町植松～大洲市肱川町山鳥坂
県	(主) 内子河辺野村線	内子町五十崎～内子町五十崎
県	(主) 広見三間宇和島線	宇和島市三間町務田～宇和島市伊吹町
県	(一) 国領高木線	新居浜市船木～新居浜市東田
県	(一) 西条港線	西条市樋之口～西条市大町
県	(一) 壬生川港小松線	西条市今在家～西条市氷見甲
県	(一) 東予港三津屋線	西条市北条～西条市三津屋東
県	(一) 寺尾重信線	東温市横河原～東温市横河原
県	(一) 朝倉伊予桜井停車場線	今治市朝倉北～今治市長沢
県	(一) 波方環状線	今治市波方町樋口～今治市波方町馬刀湯
県	(一) 弓削島循環線	上島町弓削下弓削～上島町弓削日比
県	(一) 横浜生名港線	上島町生名～上島町生名
県	(一) 六軒家石手線	松山市中央1丁目～松山市道後喜多町 松山市道後湯之町～松山市石手3丁目
県	(一) 道後公園線	松山市道後町1丁目～松山市道後町2丁目
県	(一) 久米垣生線	松山市余戸東4丁目～松山市余戸南3丁目
県	(一) 松山市停車場線	松山市湊町5丁目～松山市千舟町5丁目
県	(一) 森松重信線	東温市牛淵～東温市横河原
県	(一) 美川松山線	東温市下林～東温市田窪 東温市牛淵～東温市牛淵
県	(一) 東川上黒岩線	久万高原町東川～久万高原町上黒岩
県	(一) 八倉松前線	松前町筒井～松前町浜
県	(一) 砥部伊予松山線	松前町西高柳～松山市余戸南4丁目
県	(一) 鳥首五十崎線	内子町五十崎～内子町五十崎
県	(一) 八幡浜保内線	八幡浜市大平～八幡浜市西近江町

県	(一) 三机港線	伊方町三机～伊方町塩成
県	(一) 鳥井喜木津線	伊方町九町～伊方町九町
県	(一) 伊予宮野下停車場務田線	宇和島市三間町宮野下～宇和島市三間町迫目
県	(一) 久良城辺線	愛南町御荘平城～愛南町城辺甲
県	(一) 深浦港線	愛南町深浦～愛南町垣内
県	(一) 宮崎波方線	今治市波方町宮崎～今治市波方町馬刀湯
県	(一) 松山松前伊予線	松山市土居田町～松山市余戸東4丁目
		松山市余戸南3丁目～松山市余戸南4丁目
		松前町西高柳～松前町西古泉
県	(一) 柳谷美川線	久万高原町日野浦～久万高原町中黒岩
県	(一) 三島川之江港線	四国中央市妻鳥町～四国中央市妻鳥町
県	(一) 松山川内線	松山市鷹子町～東温市西岡
		東温市北方～東温市則之内
県	(一) 岩城弓削線	上島町生名～上島町弓削日比
県	(一) 平田北条線	松山市平田町～松山市内宮町
県	東予港臨港道路	西条市北条～西条市今在家
県	松山観光港臨港線	松山市高浜町6丁目～松山市高浜町2丁目
市	(市) 中曽根神之元線	四国中央市中曽根町～四国中央市宮川1丁目
市	(市) 中村山田井線	四国中央市金生町下分～四国中央市妻鳥町
市	(市) 川之江山田井線	四国中央市川之江町～四国中央市川之江町
市	(市) 港町繁本東筋線	新居浜市若水町2丁目～新居浜市繁本町
市	(市) 富田縦貫線	今治市高市～今治市喜田村
町	(町) 生名南環状線	上島町生名～上島町生名
市	(市) 大可賀道後松山港線	松山市祓川1丁目～松山市松江町
市	(市) 松山環状線北部	松山市東長戸4丁目～松山市中央2丁目
市	(市) 松山環状線西部	松山市和泉北2丁目～松山市空港通2丁目
市	(市) 松山環状線南部	松山市枝松5丁目～松山市和泉北1丁目
市	(市) 松山環状線東部	松山市岩崎町2丁目～松山市枝松5丁目
市	(市) 梅津寺高岡線	松山市高山町～松山市古三津2丁目
市	(市) 千舟町古川線 他2路線	松山市湊町5丁目～松山市古川南3丁目
市	(市) 千舟町高岡線 他1路線	松山市千舟町1丁目～松山市南江戸3丁目
市	(市) 中央循環線	松山市本町3丁目～松山市平和通1丁目
市	(市) 稲荷中村線	伊予市中村八幡～伊予市中村八幡
市	(市) 若宮慶雲寺線	大洲市若宮～大洲市若宮
市	(市) 矢野町大平線	八幡浜市西近江町～八幡浜市西近江町
町	(町) 伊方宮内線 他2路線	伊方町湊浦～伊方町湊浦
町	(町) 九町九町越線	伊方町九町～伊方町九町
市	(市) 曙町弁天町線	宇和島市弁天町1丁目～宇和島市弁天町1丁目
市	(市) 寿町住吉線	宇和島市弁天町1丁目～宇和島市弁天町2丁目
町	(町) 太郎谷線 他3路線	愛南町城辺甲～愛南町深浦
市	港湾臨港道路1号線 他1路線	八幡浜市西近江町～八幡浜市沖新田

○二次緊急輸送道路

・一次緊急輸送道路を補完する道路

一覧表

管理区分	路線名	区間
県	一般国道319号	徳島県境～四国中央市新宮町新宮 四国中央市新宮町新宮～四国中央市三島金子二丁目
県	一般国道378号	大洲市長浜町長浜～八幡浜市保内町宮内 八幡浜市矢野町～西予市明浜町高山 西予市明浜町俵津～宇和島市吉田町立間尻
県	一般国道440号	久万高原町柳井川～高知県境
県	一般国道441号	大洲市大洲～西予市野村町河西 西予市城川町田穂～鬼北町近永
県	一般国道494号	東温市則之内～久万高原町洪草 久万高原町東川～高知県境
県	(主) 宿毛津島線	宇和島市津島町御内～宇和島市津島町岩松
県	(主) 川之江大豊線	四国中央市新宮町馬立～四国中央市新宮町馬立
県	(主) 高知伊予三島線	新居浜市瀬場～四国中央市金砂町平野山
県	(主) 宿毛城辺線	愛南町脇本～愛南町垣内
県	(主) 西条久万線	久万高原町七鳥～久万高原町久万
県	(主) 壬生川新居浜野田線	新居浜市多喜浜～四国中央市土居町野田
県	(主) 北条玉川線	松山市中西丙～今治市玉川町竜岡下
県	(主) 松山港線	松山市高山町～松山市三杉町
県	(主) 松山北条線	松山市下伊台町～松山市久保
県	(主) 宇和三間線	西予市宇和町下川～宇和島市三間町務田
県	(主) 今治波方港線	今治市波方町樋口～今治市延喜
県	(主) 松山東部環状線	松山市三津1丁目～松山市末町 松山市石手1丁目～松山市東野1丁目 松山市石手2丁目～松山市鷹子町 松山市久米窪田町～松山市小村町
県	(主) 長浜中村線	大洲市長浜町沖浦～大洲市若宮
県	(主) 宇和島城辺線	宇和島市津島町岩淵～愛南町城辺甲
県	(主) 新居浜別子山線	新居浜市別子山弟地～新居浜市別子山瀬場
県	(主) 小田河辺大洲線	大洲市河辺町植松～大洲市河辺町植松
県	(主) 内子河辺野村線	内子町五十崎～大洲市河辺町植松
県	(主) 広見三間宇和島線	鬼北町永野市～宇和島市三間町務田
県	(一) 蕪崎土居線	四国中央市土居町蕪崎～四国中央市土居町中村
県	(一) 多喜浜泉川線	新居浜市郷～新居浜市郷
県	(一) 新居浜港線	新居浜市一宮町～新居浜市中荻町
県	(一) 新居浜土居線	新居浜市阿島～四国中央市土居町上野
県	(一) 南川壬生川停車場線	西条市小松町南川～西条市周布
県	(一) 東予玉川線	今治市朝倉上～今治市朝倉上
県	(一) 今治丹原線	今治市延喜～今治市神宮 今治市古谷～今治市朝倉上
県	(一) 鈍川伊予大井停車場線	今治市玉川町大野～今治市大西町脇
県	(一) 湯山北条線	松山市栗井～松山市下難波

県	(一) 才之原菊間線	松山市才之原～今治市菊間町
県	(一) 広田双海線	伊予市双海町上灘～伊予市双海町上灘
県	(一) 鳥首五十崎線	大洲市成能～内子町五十崎
県	(一) 鳥井喜木津線	伊方町三机～伊方町九町 伊方町九町～八幡浜市保内町喜木津
県	(一) 玉津港線	宇和島市吉田町白浦～宇和島市吉田町立間
県	(一) 河内立間停車場線	宇和島市吉田町立間～宇和島市吉田町立間
県	(一) 西谷吉田線	宇和島市三間町則～宇和島市吉田町立間
県	(一) 下鍵山松野線	鬼北町興野々～松野町延野々
県	(一) 小倉三間線	鬼北町小倉～鬼北町清水
県	(一) 猿鳴平城線	愛南町中浦～愛南町御荘平城
県	(一) 中浦西海線	愛南町中浦～愛南町船越
県	(一) 一本松城辺線	愛南町広見～愛南町城辺緑乙
県	(一) 新居浜東港線	新居浜市郷～新居浜市郷 新居浜市郷～新居浜市東田
県	(一) 粟井浅海線	松山市中西内～松山市浅海本谷
県	(一) 宇和高山線	西予市宇和町卯之町～西予市明浜町宮野浦
市	(市) 安用実報寺線 他3路線	西条市丹原町願連寺～西条市実報寺
市	(市) 上徳町谷線	今治市高市～今治市町谷
市	(市) 宮ノ窪尾ノ端線	今治市朝倉南～今治市古谷
市	(市) 平井食場線 他5路線	松山市平井町～松山市末町
町	(町) 筒井徳丸線	松前町筒井～松前町恵久美
市	(市) 稲荷下三谷線 他1路線	伊予市上三谷～伊予市稲荷
市	(市) 粒野上線	伊予市双海町上灘～伊予市双海町上灘
町	(町) 湊浦伊方越線	伊方町湊浦～伊方町伊方越
市	広域営農団地周桑今治地区農道(周越農道)	今治市朝倉上～今治市朝倉上

11. 「愛媛県防災対策基本条例」(抜粋)

(制定：平成18年条例第58号、改正：令和3年10月15日条例第57号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、防災対策に関し、基本理念を定め、並びに県民、自主防災組織、事業者、県及び市町の責務を明らかにするとともに、災害予防対策、災害応急対策その他の防災対策の基本となる役割を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進して地域防災力を強化し、もって災害に強い地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 防災 法第2条第2号に規定する防災をいう。
- (3) 防災対策 防災のために行う対策をいう。
- (4) 地域防災力 地域における防災の能力をいう。
- (5) 自主防災組織 住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。
- (6) 要配慮者 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人、旅行者その他の特に配慮を要する者をいう。
- (7) 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

(基本理念)

第3条 防災対策は、県民が自らの安全は自らで守る自助を実践した上で、地域において互いに助け合う共助に努めるとともに、県及び市町がこれらを補完しつつ公助を行うことを基本として実施されなければならない。

- 2 防災対策は、県民、自主防災組織、事業者、県及び市町がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に実施されなければならない。
- 3 防災対策は、災害時において人命を守ることを最も優先させること、及び災害の発生を常に想定し被害の最小化を図る減災の考え方を基本として実施されなければならない。
- 4 防災対策は、あらゆる事態を想定し、防災対策の主体が災害の発生に備えるための措置を優先的に講ずることを旨として実施されなければならない。
- 5 防災対策は、被災者等の年齢、性別、障害の有無その他の事情に配慮しながら、その時期に応じて適切に実施されなければならない。

(県民の責務)

第4条 県民は、前条に定める防災対策についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自ら防災対策を実施するよう努めるものとする。

- 2 県民は、基本理念にのっとり、平常時から災害に関する危機意識を持って、自己の安全の確保に努めるとともに、地域における自主防災組織等の防災活動に積極的に参加するよう努めるものとする。
- 3 県民は、基本理念にのっとり、県又は市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(自主防災組織の責務)

第5条 自主防災組織は、基本理念にのっとり、災害及び防災に関する知識の普及啓発、地域にお

ける安全点検、防災訓練その他の災害予防対策を実施するよう努めるとともに、避難、救助、初期消火その他の災害応急対策を実施するよう努めるものとする。

- 2 自主防災組織は、基本理念にのっとり、県又は市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保を始め、災害時において事業を継続することができる体制を整備するよう努めるとともに、地域の防災活動に協力するよう努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、災害応急対策を実施するよう努めるものとする。

- 3 事業者は、基本理念にのっとり、県又は市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(県の責務)

第7条 県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、市町その他の関係機関等と連携し、防災対策に関する総合的かつ計画的な施策の推進に努めるとともに、県民、自主防災組織等、事業者及び市町が行う防災対策への支援に努めるものとする。

(市町の責務)

第8条 市町は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、県、自主防災組織その他の関係機関等と連携し、当該市町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から守るための施策の推進に努めるものとする。

第2章 災害予防対策

第1節 県民の役割

(防災知識の習得等)

第9条 県民は、防災訓練及び研修等に積極的に参加して、災害の種類ごとの特徴、予測される被害、災害時にとるべき行動その他の防災に関する知識を習得するよう努めるものとする。

- 2 県民は、自ら生活する地域において、災害が発生するおそれのある箇所、避難場所、避難経路その他の災害に関する情報を掲載した地図（以下「防災地図」という。）等により、土砂災害、浸水被害、津波被害その他の災害に関する危険箇所を把握するよう努めるとともに、災害時における避難場所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について、あらかじめ確認しておくよう努めるものとする。

- 3 県民は、地域における過去の災害から得られた教訓を伝承し、防災活動にいかすよう努めるものとする。

(建築物の安全性の確保等)

第10条 建築物の所有者は、当該建築物について、建築に関する法令に基づき耐震性の診断を行うよう努めるとともに、その診断結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を行うよう努めるものとする。

- 2 県民は、家具、窓ガラス等について、転倒、飛散等による被害の発生を防ぐための対策を講ずるよう努めるものとする。

- 3 ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置しようとする者は、当該工作物等の耐震性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該工作物等を定期的に点検し、必要に応じ、補強、撤去等を行うよう努めるものとする。

12. 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（抜粋） （制定：平成7年法律第123号、改正：平成30年号外法律第67号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県耐震改修促進計画）

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修

- の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。
- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
 - 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
 - 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
 - 五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐

震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安

全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく、当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

- 2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要

があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等）

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力）

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

（特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等）

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は

耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
 - 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
 - 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 建築物の位置
 - 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
 - 三 建築物の耐震改修の事業の内容
 - 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
 - 五 その他国土交通省令で定める事項
- 3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。
 - 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
 - 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあつては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。

四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

（１） 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

（２） 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建蔽率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建蔽率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

- 4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。
- 5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。
- 6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。
 - 一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの
 - 二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等
- 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項の規定は、適用しない。
- 8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。
- 9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建蔽率関係規定は、適用しない。
- 10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

（計画の変更）

第十八条 計画の認定を受けた者（第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（計画認定建築物に係る報告の徴収）

第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

（改善命令）

第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必

要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

(基準適合認定建築物に係る報告、検査等)

第二十四条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。

- 3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

（要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力）

第二十六条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第二十七条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第九章 罰則

第四十三条 第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第十三条第一項、第十五条第四項又は第二十七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条、第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十二条第四項の規定に違反して、表示を付した者
- 三 第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 第三十九条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- 五 第三十九条第二項の規定に違反した者
- 六 第四十一条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であつて、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であつて当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物

三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。

3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

13. 「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令」（抜粋） （制定：平成7年法律第123号、改正：平成30年号外政令第323号）

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

- 一 診療所
- 二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設
- 三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設
- 四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス事業の用に供する施設
- 五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百九十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
- 六 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設
- 七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設
- 八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設
- 九 火葬場
- 十 汚物処理場
- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設
- 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設

(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。)

- 十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設
- 十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

(耐震不明建築物の要件)

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十六項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあつては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第百三十七条の二第四号に該当する増築又は改築の工事
- 三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

(通行障害建築物の要件)

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）
- イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル

- ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離
- 二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であって、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの

（要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査）

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の

合計をいう。以下この項において同じ。)とする。

- 一 幼稚園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
 - 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校(以下「小学校等」という。)、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数二及び床面積の合計千平方メートル
 - 三 学校(幼稚園及び小学校等を除く。)、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
 - 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル
- 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法(昭和三十二年法律第百八十六号)第二条第七項に規定する危険物(石油類を除く。)
 - 二 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
 - 三 マッチ
 - 四 可燃性のガス(次号及び第六号に掲げるものを除く。)
 - 五 圧縮ガス
 - 六 液化ガス
 - 七 毒物及び劇物取締法(昭和三十五年法律第三百三号)第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)
- 2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量(第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。)とする。
- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬 十トン
 - ロ 爆薬 五トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
 - ニ 銃用雷管 五百万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
 - ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭(せん)又は煙火 二トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
 - 二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
 - 三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
 - 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
 - 五 マッチ 三百マッチトン

- 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
- 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
- 八 液化ガス 二千トン
- 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
- 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン

3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園又は小学校等
- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十九 法第十四条第二号に掲げる建築物

2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル
- 二 幼稚園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
- 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
- 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル

3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法

第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

(特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査)

第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査)

第十条 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査)

第十一条 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

附 則

(地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件)

第二条 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物（地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。）にあっては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国

国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。

二 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める階数及び床面積の合計（当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）以上のものであること。

イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。）を除く。）階数三及び床面積の合計五千平方メートル

ロ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

ハ 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。）階数二及び床面積の合計五千平方メートル

ニ 幼稚園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル

ホ 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル

へ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

三 第三条に規定する建築物であること。

2 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

（要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査）

第三条 第五条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第十三条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一項」と、同条第一項中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

14. 「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則」（抜粋） （制定：平成7年建設省令第28号、改正：令和3年号外国土交通省令第68号）

（令第二条第二十二号の国土交通省令で定める建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条第二十二号の国土交通省令で定める建築物は、国又は地方公共団体が大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として防災に関する計画等に定めたものとする。

（法第五条第三項第二号の国土交通省令で定める道路）

第二条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第五条第三項第二号の国土交通省令で定める道路は、都道府県が同項の規定により同条第二項第二号に掲げる事項に同条第三項第二号に定める事項を記載しようとする場合にあっては当該都道府県知事が、市町村が法第六条第三項の規定により同条第二項第二号に掲げる事項に同条第三項第一号に掲げる事項を記載しようとする場合にあっては当該市町村長が避難場所と連絡する道路その他の地震が発生した場合においてその通行を確保することが必要な道路として認めるものとする。

（令第四条第一号及び第二号の国土交通省令で定める場合）

第三条 令第四条第一号及び第二号の国土交通省令で定める場合は、地形、道路の構造その他の状況により令第四条各号に定める距離又は長さによることが不相当である場合として、知事等（その敷地が都道府県耐震改修促進計画に係る道路に接する建築物（以下この条において「都道府県計画道路沿道建築物」という。）にあっては都道府県知事をいい、その敷地が市町村耐震改修促進計画に係る道路に接する建築物（都道府県計画道路沿道建築物を除く。）にあっては市町村長をいう。次条及び第四条の二において同じ。）が規則で定める場合とする。

（令第四条第一号の国土交通省令で定める距離）

第四条 令第四条第一号の国土交通省令で定める距離は、前条の規則で定める場合において、前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、知事等が規則で定める距離とする。

（令第四条第二号の国土交通省令で定める長さ及び距離）

第四条の二 令第四条第二号の国土交通省令で定める長さは、第三条の規則で定める場合において、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において知事等が規則で定める長さとする。

2 令第四条第二号の国土交通省令で定める距離は、第三条の規則で定める場合において、二メートル以上の範囲において知事等が規則で定める距離とする。

（要安全確認計画記載建築物の耐震診断及びその結果の報告）

第五条 法第七条の規定により行う耐震診断は、次の各号のいずれかに掲げる者に行わせるものとする。

- 一 一級建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第二項に規定する一級建築士をいう。第八条第一項第一号において同じ。）、二級建築士（同法第二条第三項に規定する二級建築士をいう。第八条第一項第一号において同じ。）又は木造建築士（同法第二条第四項に規定する木造建築士をいう。第八条第一項第一号において同じ。）（国土交通大臣が定める要件を満たす者に限る。）であり、かつ、耐震診断を行う者として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、次条から第八条までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（木

造の構造部分を有する建築物の耐震診断にあつては木造耐震診断資格者講習、鉄骨造の構造部分を有する建築物の耐震診断にあつては鉄骨造耐震診断資格者講習、鉄筋コンクリート造の構造部分を有する建築物の耐震診断にあつては鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習、鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する建築物の耐震診断にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造以外の構造部分を有する建築物にあつては鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習又は鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習に限る。以下「登録資格者講習」という。)を修了した者(建築士法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する建築物又は同法第三条の二第三項(同法第三条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく条例に規定する建築物について耐震診断を行わせる場合にあつては、それぞれ当該各条に規定する建築士に限る。以下「耐震診断資格者」という。)

二 前号に掲げる者のほか国土交通大臣が定める者

- 2 前項の耐震診断は、技術指針事項(法第十二条第一項に規定する技術指針事項をいう。)に適合したものでなければならない。
- 3 法第七条の規定による報告は、別記第一号様式による報告書を提出して行うものとする。ただし、所管行政庁が規則により別記第一号様式に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式を定めた場合にあつては、当該様式による報告書によるものとする。
- 4 法第七条の規定による報告は、前項の報告書に、耐震診断の結果を所管行政庁が適切であると認めた者が証する書類その他の耐震診断の結果を証明するものとして所管行政庁が規則で定める書類を添えて行わなければならない。

(法第八条第二項の規定による公表の方法)

第二十一条 法第八条第二項の規定による公表は、次に掲げる事項を明示して、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

- 一 法第八条第一項の規定による命令に係る要安全確認計画記載建築物の所有者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 前号の要安全確認計画記載建築物の位置、用途その他当該要安全確認計画記載建築物の概要
- 三 第一号の命令をした年月日及びその内容

(法第九条の規定による公表の方法)

第二十二条 法第九条の規定による公表は、法第七条の規定による報告について、次に掲げる事項を、同条各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める期限が同一である要安全確認計画記載建築物ごとに一覧できるよう取りまとめ、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

- 一 要安全確認計画記載建築物の位置、用途その他当該要安全確認計画記載建築物の概要
- 二 前号の要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果に関する事項のうち国土交通大臣が定める事項

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第二十三条 法第十条第一項の規定により都道府県が負担する費用の額は、法第七条第二号に掲げる建築物の耐震診断の実施に要する標準的な費用として国土交通大臣が定める額から国又は市町村の補助に相当する額を除いた額を限度とする。

- 2 法第十条第二項の規定により市町村が負担する費用の額は、法第七条第三号に掲げる建築物の耐震診断の実施に要する標準的な費用として国土交通大臣が定める額から国又は都道府県の補助に相当する額を除いた額を限度とする。

(令第六条第三項の規定による階数及び床面積の合計)

第二十五条 令第六条第三項の規定による同条第二項各号に定める階数は、同項各号のうち当該建築物が該当する二以上の号に定める階数のうち最小のものとし、同条第三項の規定による同条第二項各号に定める床面積の合計は、当該二以上の号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計の数値をそれぞれ当該二以上の号に定める床面積の合計の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の床面積の合計とする。

(令第八条第三項の規定による床面積の合計)

第二十六条 令第八条第三項の規定による同条第二項第一号から第三号までに定める床面積の合計は、これらの号のうち当該建築物が該当する二以上の号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計の数値をそれぞれ当該二以上の号に定める床面積の合計の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の床面積の合計とする。

附 則

(令附則第二条第二項の国土交通省令で定める要件)

第二条 令附則第二条第二項の国土交通省令で定める要件は、同条第一項第二号イからホまでのうち当該建築物が該当する二以上の同号イからホまでに定める階数のうち最小のもの以上であり、かつ、同号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ、当該二以上の同号イからホまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計の数値をそれぞれ当該二以上の同号イからホまでに定める床面積の合計の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の床面積の合計以上であることとする。

(準用)

第三条 第五条第一項及び第二項の規定は、法附則第三条第一項の規定により行う耐震診断について、第五条第三項及び第四項の規定は、法附則第三条第一項の規定による報告について、第二十一条の規定は法附則第三条第三項において準用する法第八条第二項の規定による公表について、第二十二条の規定は法附則第三条第三項において準用する法第九条の規定による公表について準用する。この場合において、第五条第三項中「別記第一号様式」とあるのは「別記第二十一号様式」と、第二十一条第一号中「法第八条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第八条第一項」と、同号及び同条第二号並びに第二十二条第一号及び第二号中「要安全確認計画記載建築物」とあるのは「要緊急安全確認大規模建築物」と、同条中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と、「同条各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限が同一である要安全確認計画記載建築物」とあるのは「要緊急安全確認大規模建築物の用途」と読み替えるものとする。

15. 「建築基準法」(昭和25年法律第201号)(抜粋)

(著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令)

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

16. 「建築基準法施行令」(昭和25年政令第338号)(抜粋)

第三節の六 勧告の対象となる建築物

第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち階数が三以上でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの
- 二 事務所その他これに類する用途に供する建築物(法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。)のうち階数が五以上で延べ面積が千平方メートルを超えるもの